

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第 31 回会合議事録

1 . 日時 平成 17 年 9 月 26 日 ( 月 ) 15:00 ~ 18:03

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

( 1 ) 米国及びカナダから輸出される牛肉及び牛の内臓について

( 2 ) その他

4 . 出席者

( 専門委員 )

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐(諭)専門委員、甲斐(知)専門委員、

金子専門委員、北本専門委員、佐多専門委員、堀内専門委員、

山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員

( 食品安全委員会委員 )

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、本間委員、見上委員

( 厚生労働省 )

道野輸入食品安全対策室長

( 農林水産省 )

釘田衛生管理課長

( 事務局 )

齊藤事務局長、一色事務局次長、國枝評価課長、杉浦情報・緊急時対応課長、

西郷リスクコミュニケーション官、梅田課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年  
9 月 16 日発出)

- 資料 1 - 2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 9 月 22 日提出）
- 資料 2 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価（たたき台修正案）
- 資料 3 項目別関連情報（米国・カナダ）（修正版）
- 参考資料 1 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号；現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
- 参考資料 1 - 2 参考資料 1 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 2 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号；現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る資料
- 参考資料 2 - 2 参考資料 2 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 3 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 6 月 10 日発出）
- 参考資料 4 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 6 月 10 日提出）
- 参考資料 5 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 6 月 20 日提出）
- 参考資料 6 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 6 月 24 日発出）
- 参考資料 7 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 7 月 8 日提出）

- 参考資料 8 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 7 月 13 日提出）
- 参考資料 9 論点メモ（現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された 20 ヶ月齢以下の牛の食肉および内臓（米国、カナダ）のリスクと全年齢の食肉および内臓（日本）のリスクの比較：山本委員提出資料 第 27 回プリオン専門調査会資料）
- 参考資料 10 平成 14～16 年度科学研究費補助金研究成果報告書「畜産フードシステムの安全性確保に関する国際比較研究」、研究代表者 甲斐 諭、第 1 章 米国における牛肉の生産流通段階の安全性確保の検証
- 参考資料 11 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 7 月 28 日発出）
- 参考資料 12 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 7 月 29 日提出）
- 参考資料 13 項目別関連情報（米国）
- 参考資料 14 項目別関連情報（カナダ）
- 参考資料 15 項目別関連情報（日本）
- 参考資料 16 「米国農務省 Maturity Study に関連する最終報告」に対する意見書
- 参考資料 17 米国における疑似陽性牛の判定結果
- 参考資料 18 米国における S R M 関係規則遵守状況に関する情報
- 参考資料 19 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について（平成 17 年 8 月 9 日発出）
- 参考資料 20 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 8 月 22 日提出）
- 参考資料 21 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 8 月 22 日提出）
- 参考資料 22 B S E 発生前及び現在のデータ（米国）
- 参考資料 23 B S E 発生前及び現在のデータ（カナダ）

- 参考資料 24 B S E 発生前及び現在のデータ（日本）
- 参考資料 25 日本と同程度とリスクと考えられる E U 諸国のサーベイランスデータ
- 参考資料 26 日本と米国の項目別比較表
- 参考資料 27 日本とカナダの項目別比較表
- 参考資料 28 Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals (2004) Chapter 2.3.13. Bovine Spongiform Encephalopathy
- 参考資料 29 食品健康影響評価に係る資料の提出以来について（平成 17 年 9 月 1 日発出）
- 参考資料 30 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）（平成 17 年 9 月 9 日提出）
- 参考資料 31 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価（たたき台）（第 30 回プリオン専門調査会配布）
- 参考資料 32 米国・カナダにおける牛肉産業の最新情報
- 参考資料 33 米国産牛肉等輸入解禁後に予想される各部位別充足率

## 6. 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 31 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。本日は 11 名の専門委員が御出席です。

厚生労働省及び農林水産省の方にもお越しいただいております。

また「食品安全委員会」からも各委員が御出席です。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第 31 回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に事務局から資料の確認をお願いします。

梅田課長補佐 そうしましたら、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、資料が 4 点、参考資料が 35 点の合計 39 点でございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について」でございます。これまでにも提出依頼をしておりますけれども、6 回目の提出依頼をしたということであり

資料 1 - 2 が、それを受けまして厚生労働省、農林水産省から 9 月 22 日付けで提出された資料の一式でございます。

資料 2 が、前回議論をいただきましたたたき台の修正案ということになっております。

資料 3 が「項目別関連情報（米国・カナダ）（修正版）」で、以前にもアメリカとカナダにつきまして各対策の項目ごとに整理した表がございましたけれども、その修正版を配付してございます。

また、議事次第にはございませんけれども、当日配付資料ということで佐多専門委員から御意見をいただいておりますので、それを別途お配りしてございます。

参考資料といたしまして、参考資料 1 - 1 から 33 まで、これまで使用した資料をファイルにとじてお配りしております。新たに加わった資料はございません。

なお、参考資料につきましては分量も多く、また著作権の関係もございまして、それからこれまで申し上げたとおり、専門調査会でこれまで使用した資料ということもございまして「食品安全委員会」のホームページに掲載しておりますが、本日は傍聴の方にはお配りしておりません。事務局にて閲覧可能となっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上の資料を用意させていただいております。不足の資料等ございましたら、お知らせください。

以上です。

吉川座長 資料はお手元にありますか。

（「はい」と声あり）

吉川座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、前回に引き続き「米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について」、今回 7 回目ということです。

前回、甲斐論専門委員から米国・カナダの牛肉産業の最新の情報についてパワーポイントを含めて報告をいただきました。

前半部については、一応たたき台をつくって、その説明をし、また意見をいただくということ。

後半部、特に食肉のリスクの部分に関してたたき台を整理するというお約束で、特に山本専門委員、甲斐（論）専門委員に御苦勞を願って文章の作成をお願いしました。それから、横山専門委員と佐多専門委員には検査法についての科学的な情報を含めた文章の作成をお願いしました。忙しい中、それぞれの専門委員の方、本当にありがとうございました。

また、本日、リスク管理機関から提出された追加資料もあります。そういうことで、最初に追加資料について確認した後、たたき台について審議を進め、先ほど事務局の方に言われたように、カナダについても大体資料がそろってきているので、時間が許せばカナダについても審議をしたいと思います。

それでは、前回の続きになりますけれども、まず追加資料の確認を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。

梅田課長補佐 資料1-1を御覧ください。9月16日付けで厚生労働省、農林水産省に對しまして、いつものとおり資料の提出依頼をしたものでございます。

1枚めくっていただきまして、別添ということで、今回3項目について依頼をしております。

1つは「米国のと畜場における、獣医官及び検査官の役割及び権限」。

2番目は、若齢乳用種の牛由来牛肉が日本に来ているかどうかというようなことで、その割合等について。

3番目に、米国において、EVプログラムで管理した牛肉等を日本に輸出が可能と予想される食肉関連施設数はどれくらいあるかということで、これは見込みになるかと思えますけれども、その3点についてお聞きしております。

それを受けまして、先ほども紹介しましたけれども、資料1-2でございます。9月22日付けで提出されてございます。提出がぎりぎりになったということもあって、また先生方にはお送りするのが木曜日の夜中になってしまいまして、十分に見ていただけなかった方もいらっしゃるかもしれませんが、資料が提出されてございます。それが資料1-2でございます。

中身については、いつものとおり各省から御説明いただくとして、項目がそれぞれ挙がってきております。「記」のところを見ていただきますと、前回に依頼のあった資料で、まだ前回には提出がされていなかったものも併せて今回提出されておりますので、御覧いただければと思います。

そうしましたら、中身の方は各省にお譲りするとして、本日は農林水産省衛生管理課の釘田課長、それから厚生労働省からは道野輸入食品安全対策室長においでいただいておりますので、そちらからよろしく願いいたします。

以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。それでは、両省から説明をお願いしたいと思います。10分ずつぐらい、両省合わせて20分ぐらいで説明をお願いします。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、資料 1 - 2 に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

3 ページからになりますけれども、確認検査の判定体制ということで追加の情報を要求したわけでございます。

4 ページに回答がございます。内容的には、U S D A の N V S L、国立獣医学研究所の体制の追加情報が来ております。

内容としては「高度な訓練を受けた科学者が配属されており、彼らは B S E を含む T S E の検出・診断に必要な最新かつ科学的に最も有効な方法について幅広い専門知識を有している。病理学者チームが I H C の結果について協議する一方、セクションリーダーが説明したように」とありますけれども、検体が、これは前回提出させていただいているトラフィッキング検査が確実に手順どおりやられたかというトラフィッキングのための S O P だと思いますけれども、N V S L S O P の G P P I S O P 27 を確認して「検査基準に合致した場合には、最終的には I H C により B S E 陽性で見なす」という回答が来ております。

続きまして、5 ページですけれども、2004 年 1 月 12 日付けの「B S E 検査のためのサンプリングにおいて、20 ヶ月齢以上の牛に関心を示しているとしているが、その理由」ということで、前回 F S I S から過去の検出事例に矛盾しないといえますか、整合性をとると理解しているというふうに来ておりましたけれども、更に追加で回答が来ております。

6 ページに、その内容がございますけれども、前回、生体検査の附属文書として提出させていただいた F S I S 通知の 05 - 04 については、強化サーベイランスに伴って「破棄して」と言っているんですけれども、次の通知、後ろに出ています 28 - 04、29 - 04、40 - 04 というのがあるわけですけれども、28 - 04 に廃止したとは書いていないんですけれども、少なくとも 28 - 04 以下が追加情報として通知されています。これは強化サーベイランスのスタート時点です。

その際に、一応サーベイランスの対象としては月齢によつての区切りはしていないんです。そういったこともあって「2004 年 6 月の U S D A による監視強化策の開始以来、U S D A は内外すべての情報交換の場で一貫して、このプログラムは高リスク集団に帰属する牛を月齢にかかわらず可能な数だけ検査すると発表してきた」と回答をしております。

実際に、どういうものが外れるかといいますと、明らかに他の病気である、例えば水腫だとか、リステリア症だとか個別の疾病が付くようなものは、生体検査の際に疾病名で診断されたものは排除されるようではありますが、あとビール、子牛で、これは月齢ではなく

て体重で除外される。それ以外の廃棄となったものはサーベイランスの対象になるということでございます。

それから「3 ラボで使用しているWBの詳細なプロトコール又はマニュアル」で、これは7ページでございます。

回答文は8ページからでございますけれども、回答の内容は実際のウェスタンプロットのマニュアルなりSOPなりが出てきたわけではなくて、OIEに準拠していますという回答だけです。

ただ、濃縮をしないWV、ウェブリッジの未濃縮検体ということも一応使用することが回答の中では書いてあります。

あとは、ウェスタンプロットの一般的な説明がざっと書いてあるだけで、あまり新しい情報はありません。

次に、11ページですけれども「1 と畜場における獣医官及び検査員の役割及び権限」。これは非常に長い回答が来ましたので、私どもの方で12ページのように整理をしてアメリカ側に確認をしたところ、これでいいということでしたので、私どもの方で整理した資料が12ページ、13ページです。

14ページ以下が、米国政府から回答された内容です。基本的には12ページの表でおおよその概要の説明は可能かと思えます。

一応、F S I Sの職員ということと言いますと、獣医師とそうでない技術系の人と、大きく2つに分かれます。獣医師が、基本的には食肉関係の検査の中心的な役割を持っているということ。それから、獣医以外の検査官についての監督を主として獣医師がやっているというような役割分担になっています。

獣医師以外の資格者なんですけれども、資料にありますとおり、左から順番に技術的に高度な者に進んでいくというふうになっていまして、最初はフード・インスペクターもしくはミート・インスペクター・パーソネルというふうな言葉になっていますけれども、と畜場のラインで検査をするミート・インスペクターということになります。

その次のランクとして、C S I、コンシューマー・セーフティー・インスペクターということで、と畜場のライン外に配置して、S S O Pの遵守状況であるとか、H A C C Pプランが規制要件を満たしているかというようなことを検証する役割になります。

更に高度な役割になってくると、今度はと畜場の中ではスーパーバイザー・コンシューマー・セーフティー・インスペクターとあって、ここは先ほど申し上げたとおり、パブリック・ヘルス・ベテリナリアンが全体的なと畜場の監督責任を持っているわけですから



ども、その補佐的な役割を担う。

もう一つのカテゴリーとして、これは各と畜場に配置されているというわけではなくて、書いていますとおり、ディストリクト・オフィス・スタッフとあって、これは全米で18か所、地域ごとに管轄をしている地方局みたいなところなんです。そういうところにコンシューマー・セーフティー・オフィサーという形で配置されて、HACCPプラン、SSOP、大腸菌監視プランの有効性、こちらは科学的な評価・検証という仕事を担っていくというふうになっております。

獣医師につきましては、横断的といいますが、全般的にはと畜場においても、地域事務所においても、USDAの本省においてもこういった食肉の安全の中心的役割を担っているわけですが、獣医師以外の資格を持つ人についてはこういった形でサポート体制ができていますということでございます。

次の13ページは、後で細かく出てくる資料を表にしたものであります。この中で、一応人数ということなんですけれども、こういった獣医師以外の方が8,000名、獣医師が1,200名というのがUSDAの食品安全検査局の職員構成となっております。勿論、ほかの分野にしてもいると思いますけれども、食肉の安全性に直接関わっているという意味で言いますと、こういった構成ということでございます。

14ページ以降は、アメリカから出てきた回答でございます。25ページまでずっと英文で続いています。

最初は、職員の人数であるとかそういった細かな内容を、職員のランクがずっと上がっていくごとにどのような要件が必要になるかとか、そういったことについてずっと書いております。先ほど図で説明申し上げた内容について、更に詳細な情報がこの中に入っております。

26ページ以下に日本語訳がございますけれども、基本的には獣医師以外の人であっても大学を卒業、分野は生物学とか物理学、数学、農学等々の学識が必要ということで、あとは勤務経験とか知識に応じて、先ほど申し上げたようなコンシューマー・セーフティー・インスペクターだとか、コンシューマー・セーフティー・オフィサーだとか、そういった役割を担っていくということになります。

34ページ以降に、獣医師関係のことも書いてありますけれども、獣医師関係については34ページの後半辺りに日本語が出ていますが「家畜・家禽類の生体検査および枝肉検査の実施、食肉・家禽肉製品の調理・包装・表示の監督、食肉・家禽肉のと畜および加工施設における施設や設備の衛生状態の検査、諸外国の検査体制および米国に輸出する食肉・家

禽肉を製造している施設に関する調査を担当している」ということであります。

次の 35 ページ辺りから、これも経歴と職務経験、知識によってずっとランクが上がっていくということが記載されております。

36 ページですけれども「と畜場における獣医官数等について」ということで、これは推定の人数ですけれども、2,428 名ということで、37 ページに和訳がありますけれども、獣医及び検査官が従事しているということでございます。全体の 2,428 人という数字に関しては、と畜場に特化した人数ということで 2,428 人です。

前回御説明申し上げたように、下に各項目がありますけれども、変動要因として処理される家畜数等々、業務量に応じた増減、勿論、季節や市場の動向にもよる。

勿論、動物の種類というのはあれですけれども、要するに疾病を有する確率の高いものが搬入されるところとそうでないところ、そういったことによって人員や、勿論と畜場の中についてはラインスピードなども変化させながら検査員を張り付けていくというようなことになります。

38 ページ以降が「と畜場における獣医官及び検査員の役割及び権限について」でございまして、時間も押していますので、42 ページ以降に仮訳がございまして。

一応「食品検査官」の中段に書いてありますけれども「獣医は生体検査及び死後検査を自ら行う場合と訓練を受けた食品検査官が検査を行うのを監督する場合がある」ということであります。

あと、内容的には従前から御説明しているようなと畜場の流れに従って検査をしているというようなことで、この辺の基本的な考え方は日本とそんなに大きく変わりはありません。

43 ページの日本語訳になりますけれども、F S I S の獣医師のアクティビティーということで、ここに列記されています。この中には、勿論 H A C C P システムの検証であるとか、食品の安全性の評価、と畜場サイドがコントロールしている微生物の増殖についての対策の評価であるとか、44 ページに入りますと、残留物質の違反の確認であるとかそういったような F S I S の獣医師と検査官が一致協力して消費者保護を図るというような考え方に立っているということでございます。

それから、後ほどかかると思いますけれども、そういったことで、例えば大規模なと畜場にいたしましても、生体検査で獣医が 1 人だけばつといて見られるか見られないのかということではなくて、そこは補助といいますか、フード・インスペクターが必要に応じてサポートをする。その間で、獣医師の監督下で検査をするというような体制になってお

りますということを最後に付け加えさせていただきます。

以上です。

釘田衛生管理課長 続きまして、45 ページの「2 米国産日本向け牛肉中の若齢乳用種牛由来牛肉の割合（過去の実績）」。これは米国側の回答が次のページにございますけれども、同様なんですけれども、カナダも後ろで出てまいります。

米国では、牛の品種ごとの頭数の記録は統計上ございまして、と畜頭数の中でホルスタインに由来するものがどの程度かというのは情報として持っていないということでございます。

その中で、主としてホルスタインをと畜していると畜場が8か所ほどありまして、これは米国内で大規模な酪農場が集中している地域に存在している。恐らく五大湖周辺ですとか、西海岸カリフォルニア州といったところだろうと思われまして、そういうことが書かれております。

ホルスタインに由来する牛肉の生産量については、統計的なものはないわけですが、その後に書かれておりますように、乳牛の頭数はわかりますので、それから推計をすることができます。それを、その次の47ページのチャートで見ていただいた方がわかりやすいと思います。

乳用種の経産牛が約九百万頭ございますので、これが1年間にすべて出産したとみなした場合、これは最大の生産頭数ということになります。雄雌半分ずつで450万頭ずつ。そのうちの雄子牛については肉用として利用するしかございませぬので、そのうちの100万頭ほどが子牛肉として、いわゆるビーフの生産に向けられているということが言われております。

残りが、更に肥育をした上で出荷されるということでございまして、これが350万頭ほど。これを枝肉で換算いたしますと、合計で約百三十万トンぐらいになりまして、米国の牛肉生産の約一割強に相当するということになります。

この計算は、非常に粗っぽい計算でございますので、細かく見ますと子牛の生産頭数も最大で1年間に、子牛を生まない牛もいるでしょうし、雌の450万頭がすべて子牛用に向けられるわけでもございませぬ。この中からも肉用に回るものがございませぬから、その辺も考えなければいけません。正確な計算は無理でございますので、おおむねの傾向というのはこれでつかめるかなと考えております。

次の48ページでございますが「3 米国において、EVプログラムで管理した牛肉等を日本に輸出可能と予想される食肉関連施設数（見込み）」でございます。

これは、2003年12月23日以前、すなわち米国で初めてのBSEが確認されて、我が国が輸入を停止する以前でございますけれども、以前には米国で日本向けに輸出を行っていると畜処理施設が約四十か所あったということでございます。

現在、議論されておりますEVプログラムに基づく条件に一致している施設、これは勿論、まだ今の時点で米国政府がそういう施設を承認したというわけでは勿論ございませんが、恐らくほかの国と同じようなプログラムもございますので、ある程度は把握できているんだろうと思います。

現状で満たすだろうと思われる施設が26か所ぐらいある。更に、11施設がそういった条件を満たすための努力を続けているということのようです。合わせますと37施設になりますので、恐らく輸入停止前の40か所前後という数字が将来見込まれるということになるかと思います。

次の50ページでございますが、参考資料1としまして、これは以前御質問がありまして、私もこの「プリオン専門調査会」の場でも口頭でお答えしたことがあるんですが、米国からの回答が参りましたので、改めて御説明いたします。

生産記録または牛枝肉の生理学的成熟度、いわゆるマチュリティーを利用した輸出証明プログラムの対象となる牛の割合はどの程度かということでございます。

これにつきまして、今回の回答の中では、米国ではマチュリティーA40以下の牛がどの程度いるか、その割合に関して2つの独立した研究があると言っています。

1つは、2004年9月に実施された1万2,075頭の枝肉の1か月間の調査の中で、と畜牛全体の8.6%がA40以下であったという成績が示されております。このデータは、実は私も今年の初めに牛の月齢判別検討会を農水省、厚労省で開催いたしまして、そのときに米国側から提出されております。ホームページにも掲載されております。このデータが1つ。

もう一つは、今回のEVプログラムをつくるに当たりまして米側が行った特別研究がございまして、これは昨年11月ごろにそのデータを集めたわけなんですけれども、その中で採材された群の7.7%のみがA40以下であった。ただし、それらの牛はすべて17か月齢以下の牛であったということがわかっているわけなんですけれども、この2つのデータがございます。

8.6%と7.7%ということで、その差は1%ないということですが、そういう非常に近い結果が得られているということでございまして、この結果から米国政府は肉牛の8~10%のみがA40以下であろうと推計しております。ただ、実際にはその大部分は20

か月齢以下であるという推定もございます。

最後のところに書いてありますのは、いわゆるマチュリティーではなくて生産記録を用いた月齢確認ができる牛がどの程度いるかということでございますが、これも正確な情報なり統計はございませんが、今回改めて米国農務省でも業界のトップとの話し合い、あるいは「限られた知見」というふうに言われていますが、その結果、肥育牛のおおむね 25% が月齢を十分確認できるトレーサビリティを有していると推定されているというふうに言っております。したがって、合わせて 35% ぐらいが月齢が確認できる牛になるのではないかと考えられます。

次の 52 ページに参ります。カナダについての、先ほどと同じ乳牛に由来する牛肉の割合でございます。

カナダも同様に、これについての正確な統計はございませんので、次の 54 ページを御覧いただきますと、カナダに飼育されている乳牛頭数から同じような計算をしております。

これによりますと、同じく子牛肉の生産と肥育されるものが仕分けられまして、カナダの方が肥育に回るより子牛肉が頭数としては多いんですけれども、その結果、乳用種由来の牛肉生産量は約十万吨ということで、こちらは全体の 1 割弱ということになるかと思っております。

最後ですが「3 カナダにおいて、輸出基準で管理した牛肉等を日本に輸出可能と予想される食肉関連施設数（見込み）」でございます。

最後のページですけれども、カナダでも B S E の確認以前、2003 年 5 月以前にカナダ食品検査庁が登録していたと畜場の 17 施設を日本向け輸出に適する製品を認定する資格がある施設として承認していたというふうになっています。

一方で、現在ではカナダの食肉検査法の下に 32 のと畜施設が登録されております。今回、C F I A ではどの程度のと畜場が日本向けの輸出に関心を持っているかということで聞き取りを行っているようでございまして、現在のところ 8 施設が強い関心を示しており、そのほかにも更に承認を求める施設が出てくるということが考えられるということで、将来的には 8 ~ 17 ぐらいの施設が承認されることになるのではないかと推定をしております。

以上でございます。

あと、要請資料にありました若齢乳用種牛に給与される飼料に肉骨粉が含まれる可能性につきましては、米国・カナダから本日資料の提出がありましたけれども、私どもの方でもまだ精査ができておりませんので、次回にまた御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。

後で関連するところで議論もあると思いますけれども、ただいまの両省の説明に関して、今の間に聞いておきたい、あるいは意見がございましたら。

どうぞ。

山内専門委員 獣医官と食品検査官の役割分担は、かなりよくわかったと思います。

それで、12ページの厚労省がまとめた図で見ますと、獣医官というのが生体検査とか、枝肉検査とか、監督とかすべてやるようになっていますが、その後、42ページから後で食品検査官、獣医官の役割が具体的に書いてあるのを見ますと、やはり監督をするというのが中心であって、必要があれば獣医官も生体検査だとか死後検査に関わるということで、基本的にはやはり食品検査官がやると理解していいのではないかと考えたんです。

それで、疑問点として出てきますのは、1,200名の獣医官というようなことが書かれていて、もう一方でと畜場2,500か所だというふうになっているんです。これでは数が合わないのではないかという点が1つ。

もう一つ、37ページ「米国の牛肉処理施設には全部で2,428人の獣医および検査官」と言っていますが、最初の説明では1,200名プラス8,000名であったと理解するんですが、そのところも疑問点として、要するに疑問点としては2つ、それから最初の方は私の理解でよろしいかどうかということです。

吉川座長 どうぞ。

道野輸入食品安全対策室長 最初の点ですけれども、生体検査については私どもはやはり、現場に行ったときもそうですけれども、獣医師中心かなと。と畜場内の方のと殺後の検査は、労働のシェアとしては逆転するというふうな印象を持っていますし、大体出てきている資料もそんなところかなと思います。

それから、数字の問題ですけれども、最後の2,428人というのは、原文の方は「veterinarian medical officers and inspectors」なので、これは多分、食品検査官も足した数かなと思います。

あと、2,500プラントと言っていますが、と畜場は恐らく700か所ぐらいで、あとカット施設とか、食肉製品の製造施設だとかそういったものも含まれていると理解しています。

山内専門委員 わかりました。

吉川座長 どうぞ。

甲斐（知）専門委員 今のは大事なところだと思うので、確認させてください。

そうしますと、1,200 人といっても、最初に山内先生がおっしゃった 2,500 か所というのはと畜場という意味ではなくて、食肉加工場とかそういうのも全部含めて 2,500 か所という意味ですね。ですから、と畜場が 700 か所として、そこには獣医官は何人いるんでしょうか。

食肉加工場とかのことではなくて、今、生体検査とか、臓器の検査とかそういうところに日本では必ず獣医がやっているわけですがけれども、私も今回拝見してよくわかったんですがけれども、見た感じではどうもそういうのを実際にやっているのは獣医ではない方々の検査官がやっていて、それを獣医が見ているというのだと数は合うんですがけれども、そうではないとすると、獣医と一緒にやっているとすると数が合わないと思うんです。

まず、と畜場に行っている獣医は何人ぐらいいますか。それはわかりませんか。

道野輸入食品安全対策室長 と畜場といいましても、むしろ豚は関係ありませんから、鳥も関係ないので、牛だけということと言いますと、先ほどの 37 ページ、英文が 36 ページですがけれども、私、ビーフを抜かしてしまいましたけれども「U.S. beef slaughter plants」で 2,428 の「veterinarian medical officers and inspectors」ということになります。

甲斐(知)専門委員 「inspectors」は獣医ではない人を入れているわけです。だから、獣医が何人ですか。

道野輸入食品安全対策室長 この内訳は、私もこの資料に出ている以上のことはわからないので、ただ役割分担としてはそういうことだということ为先ほどの資料で申し上げているわけですし、何百何十何人の獣医が牛の関係施設にいるかということまでは要求をしておりません。

甲斐(知)専門委員 こういうふうに大きくまとめてしまうと、獣医はすべての生体検査から臓器や何かの検査までを一般の検査官や担当官と一緒に協力して、全部を実際に行ったり監督したりするというふうに大きくまとめてしまうと一言で済むんですがけれども、今回、私が知りたかったのは、実際に獣医がどの程度見ているかということが知りたかったんです。

そうしますと、合計 2,500 人でも獣医は 1,200 人しかいないんですから、それを超えるはずがないですね。2,500 か所を 1,200 人で見ているとすれば、すべての施設に獣医がいるはずがないですね。

と畜場 1 か所に 1 人いるとしても、2,000 ~ 5,000 頭を見るとしますね。それを獣医が 1 人で見るとすると 8 時間では終わりませんから、見られるはずがないですね。10 秒で計

算しても、それは超えますので、見られるはずがないですね。そうすると、やはり検査官が見ていて、それを獣医が監督していると考えの方が、数だけ見ても自然だと思うんです。

それで、生体検査を、前の回で 2,000 ~ 5,000 頭を 1 人が走っているのを見ているとして、そういうふうにならずと獣医がいるとすると、臓器や何かの検査には全然見られないですから、それもありませんね。

だから、やはり検査官が見ていて、どっちも検査官がやっていて、それを獣医が監督しているという方が、この数から見ると自然な気がしたんですけども、合っていますでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 一応、提出させていただいた資料の範囲でお答えをしますと、と畜場だけで約七百か所ということです。それから、獣医師が 1,200 人。「Ubeef slaughter plants」には、検査官と合わせて 2,428 人という数字しか持ち合わせていません。

ただ、U S D A サイドから出てきた資料の中では、獣医師がすべての個体について見るという体制になっていないことは明らかで、ただ必要な検査をするためにフード・インスペクターなりそういったシステムを使って対応しているというのが現実だと思います。

甲斐(知)専門委員 わかりました。ですから、そこは全然日本とは違うと感じました。最後、日本と大体同じですとちらっとまとめられたので気になったんですけども、日本では全部獣医がやっていますから、それと比べると獣医はむしろ監督官なんだと思いました。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 今の質問に関して、日本の場合にと畜場の数と、そこにいる検査員、獣医師ですけども、その数は全体を通してどれくらいでしたか。

道野輸入食品安全対策室長 済みません、今、的確な数字は持ち合わせていないんですが、牛を処理すると畜場は 160 か所あります。その中にはフルタイムと申しますが、昼間動いているところもありますし、週に 2 回とか、1 回とか、3 回とかというところも含めて 160 か所です。

それから、と畜検査員の数はたしか総数で 2,000 人あまりだったと思いますけれども、これには要するに部分的に一週間ずっとと畜検査をやっているわけではなくて、部分的にやっている人もありますし、それから食鳥検査と併任していて、実際には食鳥検査をやっている人もいますので、今、手元で牛の検査に専任の獣医師という意味での数字は持ち合わせていません。済みません。

吉川座長 簡単に整理すると、米国の場合は獣医師と非獣医師がいて、基本的には獣医



師は立ち会ってスーパーバイズするという職務の機能差を使っているし、日本の場合は基本的には獣医がそういう点ではインスペクターもスーパーバイザーも兼ねてやっている。そう解釈しておいていいんですか。

道野輸入食品安全対策室長　そういうふうに理解しています。

吉川座長　ほかにございますか。

どうぞ。

釘田衛生管理課長　1点だけ訂正をさせていただきます。

先ほど、説明を漏らしたんですが、47ページの表の中で真ん中よりちょっと下の方に「乳用種雄去勢牛肉生産量約20万t/年」というところがあるんですが、これは「1」が抜けていまして「120万t/年」の間違いですので「1」を加えてください。失礼いたしました。

吉川座長　わかりました。合わせて130万トンということで。

説明に関して、ほかにございますか。いいですか。

どうぞ。

寺田委員長　今、訂正を言われましたので、ついでに言っておきます。

9ページの訳は、本当にマイナーなことであれだったんですけども、上から7行目、8行目の「一般的に、ピルピン酸キナーゼが消化される」というところの「ピルピン酸キナーゼ」はタンパク質分解酵素ですから、一般の方が持っておられるので、これはおかしいでしょう。これはPKだからプロテインカイネスのことで、間違っただけだと思えます。

吉川座長　わかりました。

ほかにございますか。いいですか。

それでは、今日、食肉の項目の議論がありますから、またそこで必要であれば議論したいと思えますけれども、特になければ先に進めたいと思えます。

それでは、前回に続いてたたき台についての審議をしたいと思えます。

最初に言われたように、今回、特にたたき台で見ると9ページからの「検査技術の検証と比較」というところを横山専門委員と佐多専門委員に書いていただいて、当日配付資料という形でもう一回佐多専門委員から更にそれに手を加えたものが来ております。最初にそこを議論して、それから食肉の方を議論した上で前半部も少し文言が変わったり、事務局で数字を正確に書き直してくれたところがあるので、そこも併せて議論していきたいと思えます。

それでは、最初に佐多専門委員から説明をお願いします。

佐多専門委員 それでは、9ページの「2.3 サーベイランスによる検証 検査技術の検証と比較」について、かいつまんで御説明します。

当日配付資料の方は、9ページの部分の言葉をもう少しわかりやすく直したというのが基本的なところですが、あと、一部間違いを直したところなので、説明は厚い方、たたき台全体の方でしていきたいと思います。

2.3のところは、大きなパラグラフが次の10ページの真ん中辺までありますが、その先、1)、2)、3)、4)、5)というふうになっていて、全体の流れの中の個々の部分について、また細かく若干説明が追加されているという形でまとめさせていただきました。

最初の方に戻って、最初のパラグラフから簡単に説明します。

最初のパラグラフは、米国におけるBSE検査が過去どういうふうに行われてきたのかということをもとめてあります。この辺は事務局に手伝っていただいてまとめたものであります。

簡単に説明しますと、1990年5月から24か月以上の高リスク牛を対象として、この検査がサーベイランスを目的に行われてきたということになります。ただ、1993年からは、病理学的検査に加えて、免疫組織化学「IHC法」と書いてありますが、それが加わっています。その後は、そういう形で調べられてきて、アメリカのBSE第1例が2003年12月に発見されたという経緯が書いてあります。

ELISA法が一次検査として使われるようになったのは、2004年6月からだということになっております。そして、その後はELISA法と免疫組織化学法及びウェスタンブロット法という形で検査が次々と追加されてきたという経緯があって、本当は2005年6月に2頭目が見つかりましたけれども、その後にウェスタンブロット法が追加されてきたということで、全体の流れが書いてあるということになります。一次検査として使われていたELISA法というのは、2004年6月からということになりますので、つい最近、昨年だったということになります。

その結果、2005年9月18日までに3頭が疑陽性になったという資料が前前回に出ていると思います。この疑陽性になった3頭について、もう一度再検査になった結果、1頭がBSEだったということが今までの経過だと思います。ここまでは、結局2004年6月からELISA検査が追加されていますので、その前はすべて病理と免疫組織化学法で行われていたということになります。

そういう経過を見て考えると、例えば 10 ページの 3 行目から、1990 年 5 月、これは正式には 1993 年 5 月だと思えますが、そこから 2004 年 5 月まではこういった E L I S A と ウェスタンブロット法といった免疫化学的な方法が使われておらず、ほとんどの検査が病理と免疫組織化学であったということがあります。

この免疫組織化学的な方法だけでやっていると、例えば我が国で若齢牛あるいは非定型例が見つかってきたわけですが、それは一次検査として E L I S A 法を使った。それから、確認検査でウェスタンブロット法が陽性であった。免疫組織化学法では陰性であったという事例があります。ですから、そういうものを考えますと、米国の免疫組織化学法の検出感度以下の B S E は見逃されていた可能性が考えられるということでありませう。

それと、例えば摘発率というのが後で出てきますが、日本と比べて約十分の一程度しかなかったということからすると、そういった可能性が考えられないかということになります。その結果として、2005 年 6 月から米国はウェスタンブロット法を導入したということになっているということで、若干不十分であったのではないかということをお認めているのではないかと考えます。

ですから「したがって」以降、米国のサーベイランス結果については今までの米国の報告とおりに受け入れられず、B S E 牛の摘発の可能性は報告よりも高かったのではないかと考えられるということでありませう。

次のパラグラフは、日本における B S E 検査の実態についてまとめて書いてあります。この辺は皆さんよく御存じのことと思えますが、簡単に申し上げますと、一次検査として E L I S A 法、確認検査として病理、免疫組織化学法とウェスタンブロット法が行われている。もう一つは、高リスク牛の検査という形では、日本は死亡牛の検査が行われていませうが、その経緯についてもまとめて書いてあるということです。

以下、サンプリング、採材、一次検査、確認検査、判定会議ということで若干の違いを書いてあります。

「1) サンプリング」ですが、この部分は後で横山専門委員に追加していただきますが、この B S E の発生の大部分は散発的であるということで、ほかの伝染性疾患とは違って、抽出検査による汚染の程度の把握については困難であるということが書いてあります。

その理由については、以下に書いてありませう、結果的に、一番最後の方にありませうが、このサーベイランスとして行われる B S E 検査では、サンプリングに若干問題があるのではないかということだと思えますし、その結果で B S E の汚染の実態を把握するということには注意が必要であろうということが書いてあります。

「2) 採材」については、日本は一次検査、二次検査、確認検査を含めて採材の方法が書いてあるわけですが、米国では「Standard operation procedure」の中にはそういった形を考えて採材の形が記載されているわけではない。

「3) 一次検査」は、日本と同じである。

「4) 確認検査」では「a) WB法」は、今日も説明がありましたように、具体的なプロトコルは今まで提示されておられません。ですから、具体的にどうやっているのかということに関してはよくわからない部分があると。

「b) 免疫組織学検査 (IHC法)」については、このプロトコルが前回に提示されているわけです。それをOIEのプロトコルと、あるいは日本で行われているもの、あるいはカナダといったもので比較してみますと、ギ酸の処理が行われていないということで、ギ酸の処理というのは主にプリオンを不活化するというような意味合いがありまして、それをやることによってバイオセーフティーレベルを下げるという機能を一部持っています。

もう一つは、ギ酸処理することによってプリオンの抗原性を賦活化する、高めるという意味合いもあるんです。この2点があるわけですが、その点でOIEのプロトコルにあるギ酸の処理という過程が省かれています。理由はよくわかりませんが、恐らく使われている抗体と、その処理との関係でそういうふうになっているのか、あるいは何らかの別の意図があって行われているのか、そこはよくわかりません。

そして、一応そのプロトコルをずっと見ていきますと、検出法も含めて若干日本の方法に比べると低いのではないかとということが予想されます。これは実際、予想ということで書いておきましたけれども、似たような方法でやっていますけれども、やはり若干弱いということが結果として得られました。ただ使っている抗体が違うということもあるので、検出感度が低いことが推測できるという形で表現をとどめております。

「5) 判定のための専門家会議」、これは日本はきちんとありまして、メンバーも公表されていますが、米国の場合は病理学者だけという形でしかない。その辺は今後変えていった方がいいのではないかとというようなことが書いてあります。

長くなって済みません。

吉川座長 どうもありがとうございました。

横山専門委員の方から補足があれば、最初に伺っておきたいと思います。

横山専門委員 特にございませぬ。

吉川座長 それでは、今の御説明についてどなたか御質問・御意見ございますか。

どうぞ。

北本専門委員 最初に気づいたところからお願いします。

まず、10 ページ目の5 行目ぐらいからです。アメリカがIHC法の検出感度以下のBSEが見逃されていた可能性があるというところなのですが、その次の文言が「日本と比べて摘発率が1/10程度であることからこのことは推察できる」というふうになるんですが、10分の1程度であるという理由にはならないような気がして、10分の1程度という理由としてはサンプリングの方がむしろ問題になるのではないかと。

これは、日本の例から言いますと、2例がIHCで陰性で、ウェスタンが陽性だったわけですから、それにかんがみますと、これでイクスプレナブルな値としては10分の9程度は説明できるんです。だから、これで説明できるのはちょっとだけではないのかという気がするんです。

だから、摘発率をここで書いてしまうと、摘発率の9割はこれで説明できるような印象を与えてしまうので、むしろ日本の例からすると少ないと思います。だから、ここであまり摘発率を言わない方がいいという気がしました。

もう一点、11ページのIHCのところ、アメリカはギ酸処理が行われておらずというのはバイオセーフティーの点からは指摘できると思うんですけども、実際に感度ということからすると、抗体も違いますし、やはり推測の域を出ないことでありますので、むしろギ酸処理が行われておらず、バイオセーフティーが考慮されていないということだけを指摘した方がいいのではないのでしょうか。

吉川座長 今、北本専門委員から意見が2点出ましたけれども、1つは確かに、ここに日本のデータを入れるなら、20分の2はIHCでマイナスだったから、20分の18はウェスタンプロットもIHCも陽性だったということからすれば、摘発率が10分の1であったという説明にはならない。論理的にはそうかもしれません。

ただ、結論として、報告よりも高い可能性はあるという結論は構わないと思いますけれども、10分の1であるという数字を説明することにはならないということはそうかと思えます。

佐多専門委員 そのとおりだと思います。削って結構です。

吉川座長 それでは、ここは取りましょう。

佐多専門委員 あと、次の11ページの方はいろいろ迷ったんですが「検出プロトコール」以下の文章を付け加えたわけです。

これは、確かに抗体とギ酸処理だけの問題ではなくて、前処理の問題と両方絡んでいて、その辺のマッチングの問題でいいとか悪いかというのは現実なということわかります。

ただ、私は使っている抗体を持っていないので、もう一回確かめることはできないということもありまして、ただ我々の持っている抗体を4種類ほど確かめて同じようなプロトコルでやったところでは若干差が出たという事実があるので、一応プロトコルの内容から見て、やはり低いということがある程度はサポートされたということで書いておきました。

ただ、確かに抗体を全く同じように追試しているわけではないので、言い過ぎだということであれば削ることについては差し支えないと思っております。

北本専門委員 言い過ぎではないと思うんです。

吉川座長 例えば、ギ酸処理というのが一般的に抗原性を高める処理であるということは考慮する必要があるとかという注意書きにしておくという。

北本専門委員 それは、抗原性を高めるのにも使えますけれども、これも私が開発した処理だというだけですから、それをディスインフェクションとしても使っていると。

吉川座長 それはバイオセーフティーネットと書いてあります。

北本専門委員 むしろ彼ら、ないし世界中がギ酸処理を今使っている理由はディスインフェクションとして使っているわけで、抗原性を高めるためにはその次に開発したオートクレイヴが使われていますので、いいのではないかと思ったんです。

ただ、私は、この報告書で推測ならば書くのか、推測ならば書かなくていいのか。私は、結果として佐多専門委員がされたことというのは正しいと思うんです。ただ、向こうのやっていることですから、最終的に推測の域を出ないではないですか。それを明記するのかどうかということをご皆さんに諮りたい。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 その点にも関わるんですが、私は一番最初の9ページの初めから、サーベイランスの経緯の文言が、これは多分、アメリカが言っていることを事務局がそのまま書いたんだと思いますので、この点はやはり全面的に修正する必要があるのではないかと思います。

アメリカが1990年からサーベイランスを始めたことは事実です。そして、1993年から歩行不能牛を対象に加えたんです。ところが、その加えた理由というのは、私は「日米BSE作業部会」で初めて聞いたわけですが、伝達性ミンク脳症の研究をやっていたウィスコンシン大学のリチャード・マーシュが、伝達性ミンク脳症にかかったミンクはダウナーの牛をえさとして与えられていたということから、アメリカにもBSEがいるのではないかという説を出して、そのために歩行不能牛の数を増やしていったわけです。

そして、その後、2001年ぐらいから数が2万頭というように増えていっているわけです。

が、ほとんどがダウンナー牛であって、OIEが示した条件に合っている牛がこの中にどれくらい含まれているかということ、この数も「日米BSE作業部会」の最後のときに暫定的な値であるということを出してきたんですが、1990年から2002年ごろまでトータルですっと見ていきますと、全部で7,300頭なんです。こちらに書いてあるのは5万7,000頭なんです。ですから、数が全然違うんです。実際にOIEが示した条件に合ったサーベイランスというのは、ぎりぎりのところで行われていたという事実をまず書くべきであろうと。

そして、それから後、拡大サーベイランスになってからは、先ほど佐多専門委員も言われたように、ELISAによる一次検査も加わってきているし、こういった点でこちらの方は評価の対象になるわけですが、それ以前のものというのは経緯を書くだけで、あまり評価にならないのではないかと。ですから、そういったところで用いられたIHCそのものの信頼性も、サーベイランスそのものの方にむしろ問題があるんだらうと思います。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 OIEのコードに、ダウンナーという文字はないわけです。OIEのコードには、クリニカル・サスペクトと、フォールン・ストック、とエマージェンシー・スロター、3種類しかないわけです。

ダウンナーが一体どこに属するのかというような話になりますと、それはOIEのコードはなくて、アメリカが決めていることだから、ダウンナーはフォールン・ストックと同じであると思っていいということですから、クリニカル・サスペクトとはまた違うと思います。

山内専門委員 ですから、この点を「日米BSE作業部会」でアメリカ側に問いただしたわけです。そうしたら、最後、先生方は入っていたわけですから聞いていると思うんですが、実際にF SISから通知を出してきたわけです。OIEのクライテリアに合っている牛の数はこれだけです、それが年間大体500頭から600頭、トータルで7,300頭という表を我々に提示したわけです。

小野寺専門委員 1年間で7,300頭は見えていないと思います。

山内専門委員 そうではなくて、要するに1990年から2002年までの数です。各年度の数というのは、これも全部示してくれたわけですが、大体600頭前後、OIEの基準でいくとアメリカの場合は433頭だったと思いますから、ぎりぎりのところでその数は満たしてはいたんです。

ですから、ダウンナーと言っているものの中でOIEの条件に合っているものは極めてわずかであったということ、アメリカ側が我々に対して答えたんです。

甲斐（知）専門委員 済みません、山内先生に質問ですけれども、それは最終的にアメリカが正式に提示した数ですね。

山内専門委員 F S I S から、作業部会に出た人たちに、ただし、これは暫定的なものですよとって、ちゃんと資料が配られました。

甲斐（知）専門委員 そうすると、今、先生が6行目の「57,654頭」というのは、2002年から2004年まで、ハイリスク牛の検査頭数と書いていますけれども、これがダウンナーが主であって、O I E のハイリスク牛に入れると7,300頭だということですか。

山内専門委員 多分、この数は1990年からのものとは別なので、若干違うと思います。ただ、実際にアメリカがたくさん数をやり始めたのは2002年からなんです。2001年に5,000頭ぐらい、2002年に約二万頭、2003年に2万頭だから、2002年と2003年だけで大体4万頭ぐらい、ここまでの数に関してはアメリカが言っていた数というのはほとんどダウンナーであったと。

甲斐（知）専門委員 そうすると、そこにある大体5万7,000頭が7,300頭だったということはアメリカが。

山内専門委員 5万7,000頭というより、その前にアメリカが発表していたのは5万3,000頭だったんです。5万3,000頭が実際には7,300頭になってしまったということで、若干タイミングのずれがありますから、完全には比較できません。

甲斐（知）専門委員 正式に、それをもう一回ちゃんと書いていただかないと、この数はめちゃくちゃになってしまっていると思います。

吉川座長 これは、実際にはアメリカが調べた頭数を単に足し上げた数ですね。アメリカが、この2年間に5万7,654頭を調べたことは事実で、その中にどれだけヨーロッパの基準あるいはO I E の基準のダウンナーが入っていたかという議論が今の議論ですね。アメリカがここで7,000頭しか調べなかったということではないわけですね。

甲斐（知）専門委員 調べたもののほとんどはダウンナーだったということですね。

山内専門委員 ダウンナーです。

甲斐（知）専門委員 ここで「高リスク牛」と書くのであれば、7,300頭ぐらいだろうということですね。

山内専門委員 「高リスク牛」という表現は、私はおかしいと思います。

吉川座長 そうすると、その記載を正確にダウンナー牛ならダウンナー牛というふうにアメリカが実際にやったものを記載する。これは事実の記載ですから、事実を記載しておけばいいのではないかと。



「高リスク牛」という言葉に関しては、前から何回か、それぞれの国がそれぞれ変えているものですから、いつも議論になりますけれども、サーベイランスの目的で歩行異常牛あるいは神経症状牛を対象にいろいろな方法で順次検査をして、その数も上がってきて、本当に一般的に迅速検査から含めたのは最後の迅速拡大のサーベイランスだということをここで述べればいいわけですね。

済みません、先ほどに戻って、先ほど北本専門委員の、この分析のところに結論として推測が入ってくるものも書くべきであるか、それともそれは削除した方がいいか。

北本専門委員 いや、そういう意味ではなくて、私は物によって推測というのは書いてもいいと思うんです。

ただ、これは本当に推測の推測になるんです。例えば、科学的な実験で抗体が違うというのはやはり決定的に違うわけですから、そうは言っても、この抗体でと言われたら何も言えないわけですから、それはいかなものかということなんです。

吉川座長 一般論ではなくて、ここにこういう格好で、向こうの使っている抗体を使って同じことをやるなら、それはデータになるけれども、処理方法も抗体方法も違うという中で結論を持ってくるのはやはりきついのではないかということですか。

北本専門委員 そう思うんです。

吉川座長 どうぞ。

金子専門委員 その点に関してだけ申し上げれば、当然日本はポジティブコントロールを見ておられるはずですね。要するに、何よりもポジティブコントロール、陽性対象、陰性対象がどのくらいきちりしているかという点が大変大事だと思うんですが、それは米国はどうされているかということは、今までプロトコル云々のデータがありましたけれども、ないような気がするんです。

だから、検査に関して本当に日米の同等性を言うのであれば、検査のプロトコルプラス、そういう陽性対象、陰性対象がどのくらいきちんと担保されているかという点が大事ではないかと思いました。

吉川座長 このICH、免疫組織をやっていたときのアメリカの方法自身の検証のための陽性、陰性というのは多分置いていたんでしょうね。置かないでやることはあるのでしょうか。

小野寺専門委員 イギリスからもらっているんです。

金子専門委員 それから、先ほどの山内先生がおっしゃった点は、7,000頭というのはむしろ4行目の「16,829頭」に相当する数字、暫定的に7,300頭とおっしゃった1990年

から 2001 年までというのは 5 万 7,000 頭ではなくて、それと比較すべきといいますが、そういうことでよろしいのですか。

山内専門委員 1 万 6,829 頭、それから後、2002 年、2003 年で 4 万頭ぐらい入ってきているんです。この 4 万頭ぐらいまでは O I E の条件に当てはめるとほとんど外れてしまうということになる。ですから、1 万 6,000 頭だけに絞るわけにもいかない。

だから、やはり事実をもう一度整理し直した方が、この前の文章に基づいて組み立てるのはよくないのではないかと。拡大サーベイランスと、その前のサーベイランスと 2 つに分ければあまり混乱は起こらないと思います。

吉川座長 どうぞ。

金子専門委員 済みません、前後してしまって、また戻りますけれども、先ほどの I H C の話ですが、先ほどのコントロールの点というのは、実はたしか再確認されたケースは、要するに 11 月に米国でやられたときは陰性で、イギリスのウェブリッジに送られて、こちらでは陽性だった。もう一度送り返されて、別のプロトコルでやったら、米国でも陽性だったということですね。

小野寺専門委員 抗体が違うからということですね。

金子専門委員 だから、最初、もし本当にきちんとしたポジティブコントロールをやっているのであれば、11 月の時点で陰性になった理由といいますが、抗体が違うというのはそうでしょうけれども、少なくとも最初の検査では陽性対象がきちんとして出ていると伺ったことがないんです。

だから、陽性だった、陰性だったという結果だけではなくて、きちんとした陽性対象、陰性対象の正確性といいますが、アキュレーシーといいますが、きちんとした検出ができているというデータを、これから可能な限りプロトコルプラスそういうデータを必要とするべきですし、その評価に関してはその点がどうしても重要だと思えます。

ここに書かれるのであれば、その経緯も少し、2 例目に関してはそういうことがあったということもわかるようにしておいた方がいいのかなと思ったんです。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 一応、文章が書いてあるんですけども、やはりこれは日本だとサーベイランスで回答が出てくると思うんです。例えば、拡大サーベイランスと拡大でなかったときのサーベイランスで 1 年間にどれだけやったかとか、5 年間トータルだとしても、若干表みたいなものを出した方がいいのではないかと思います。

吉川座長 表はありますね。

どうぞ。

見上委員 皆様方の前のアメリカ、カナダ諮問に関わる補足資料の47ページに向こうで検査したものが書いてありますので、それを参考になさった方がよろしいのではないですか。参考資料4の一番最後です。これは皆さん、ページが違うんですね。

補足の最初の方なんですけれども、2001年から2005年3月までのアメリカのもので、今、問題になっている起立不能、ダウンナーと訳していると思うんですけれども、その数とか、死亡牛だとか、中枢神経の牛を調べた数。

それで、山内先生がおっしゃった拡大サーベイランスというのが。

山内専門委員 この表を見ますと、これでいくとアメリカの2001年、2002年、2003年、起立不能というのが非常に多いんです。一旦、OIEの条件と照らし合わせたとき、アメリカがこれをどういうふうにとらえたかというのは、この表ではわかりません。少なくとも、日米作業部会ではこういった数字ではなくて、中枢神経症状等とか、それが多分中心だったんだろうと推測するんですが、その数はこの表だと2001年が808です。

作業部会では、暫定的と言って六百数十頭という数が出てきていましたし、2002年は中枢神経症状、これは大分数が増えています。作業部会では570頭ぐらいというふうに少なかった。若干のずれはあります。ただ、こういったことよりも、むしろ2004年の拡大サーベイランスの方をちゃんと評価していくことが重要だろうと。

その前の経緯に関しては、日米作業部会を出してきた数値を取るか、ここを出してきた数値を入れるかというのは検討した方がいいかもしれませんが、日米作業部会のは暫定的なものであると言っていましたから、それから後で若干変わっている可能性はあります。ただ、そんなに大きな変動があるとすれば、2002年のところだけではないかなと思います。

釘田衛生管理課長 今の山内先生の御指摘のとおり、作業部会の数字というのはやはり暫定的なものだったと思うんです。今回の「プリオン専門調査会」の審議に向けて、アメリカ側から正式に提出のあった資料というのは、何か所かにありますが、上側の参考資料29の中に数字が入ってございますので、これを使っていただくのがよろしいのではないかと思います。

山内専門委員 今のは、米国諮問の29の中の5ページです。

道野輸入食品安全対策室長 10ページの方が、先ほどのやりとりに近い資料だと思います。

山内専門委員 そうですね。この数字だったらいいと思います。

ですから、これは当初言っていたような2万とか3万とかという数字ではない、こちらの方がリーズナブルであって、ただ作業部会のは暫定的であったから、これよりはもう少し少なかった。ですから、やはりこれを取るのが一番妥当だと思います。

吉川座長 そうですね。数字は確認して、もう一回確かめてください。

ただ、これを見るとハイリー・サスピシャスと、ノン・アミラトリー・デッドストックと幾つか入っていることは事実で、もし正確を期するなら、そのまま書く。ダウンナーとか、OIEのとか言い出すとまたずれるから、経緯ですから、事実をそのまま書いてしまうと。

梅田課長補佐 高リスク牛と書くか、ダウンナー牛と書くかの違いだと思いますので、そこは整理したいと思います。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 整理されて正確を期するのはいいんですけども、1つ皆さんに質問なんです。

我々ディスカッションしてきた中で、このサンプリングのところでも書かれているように、いわゆる低汚染国において高リスク牛を検査するという意義があまりないのではないのかというところをもって、そう熱く語らなくてもさらさらと書かれて、むしろ強調すべきは、サーベイランスがサンプリングでいいのかをポリューミーに強調するという意味でも書かれるというのは非常にいいのではないかという気がするんですが、いかがでしょうか。それが1点。

それから、金子先生が先ほど言われたように、IHCのところは、私は2例目、彼らが言う1例目のネガティブだったというのは、ポジコン、ネガコンに関してはわかりませんが、少なくとも彼らの判定は1回ネガティブだったわけです。ですから、それは感度が低いと言わざるを得ない。だから、それは明記すべきだと思います。

佐多専門委員 9ページに書いてあります。

吉川座長 どこかに書きましたね。私もどこかに書いた覚えがあるんです。

佐多専門委員 9ページの下から2行目に、その経緯が一応書いてあります。

吉川座長 一応、経緯は書いてあります。

北本専門委員 最初のところで、済みません、2つも言ってしまったので、我々のロジックとして、サンプリングはこうあらねばならないというロジックがあるわけですね。ですから、その前のサーベイランスが高リスク牛で行われたのはこれだけではないかというふうに言ってもせんないことのような気がするんです。

ですから、アメリカの言われたとおりの分類の表を挙げて、例えばその数だけ淡々と記

載する。それに対して評価しない。だけれども、サンプリングのところはきっちり書くというふうな形がいいのではないかと。

山内専門委員 私は賛成です。

甲斐（知）専門委員 私も賛成です。淡々と正確な数字を出すと。

吉川座長 確かに、サンプリングに関してはアメリカ自身の中でも拡大サーベイランスをやるに当たっての偏りの問題から、規模の問題についても内部での監査の指摘があったことも事実で、そういう意味では、アメリカ自身も必ずしも拡大サーベイランスですべてがわかるとは思っていない指摘もあったというのは記録に残っているわけで、少しその辺も分析の中に入れた方が賢明かもしれません。

ほかに、ここの検査のところでもいいですか。

どうぞ。

山内専門委員 1つ疑問は、アメリカの拡大サーベイランスは一応終わるとか、続けるとか、まだ議論が残っているような気がするんですが、仮に1年半か2年で終えてしまうんだとすると問題が出てくるんですが、そういった点はここで書くのか、別のところで取り上げることにするのか、その方針を考えていただきたいと思います。

吉川座長 相手国がこれからどうするかというのは、何回か質問がありましたけれども、明確な回答はもらっていないと思います。

総括といいますか、結論を書いたところで幾つかこっちから考えて問題になるところ、あるいは心配事項、あるいはお話しした条件に対しての注釈とかというようなのは、結論を述べた上で追記みたいな格好で書いてもいいのかなという感じはするんです。

山内専門委員 ここの大きなタイトルは「2.3 サーベイランスによる検証」ということであって、そうであれば、やはりサーベイランスというのは継続的に行って初めていろいろなることがわかってくるものであると思いますし「検査技術の検証と比較」というところではそういう継続の問題を取り上げるわけにはいかないで、この継続に関しては取扱いを考えなければいけないでしょうという意見です。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 それはむしろ、釘田課長の方からOIEコードのメンテナンスサーベイランスのことで説明なさったらいいかと思います。BSEで、これからサーベイランスをやるうということを行っているわけです。

それでは、私が言った方がいいかもしれません。済みません。

たしか、今でもOIEコードをどう見直すかというので、サーベイランスでAサーベイ

ランス、Bサーベイランスとあって、どちらが清浄国で、どちらが汚染国かというのはい  
るいる気になるところですけれども、少なくともこれから7年間はやはりそれなりのサー  
ベイランスをしないと、どっちみち清浄国とは言われないうようなことは、今、議論  
しているわけです。それはそちらの方にも随分資料が行っているわけです。

ですから、例えば来年やめるとか、再来年やめるとい話には決してならないと思いま  
す。

山内専門委員 私は、今、アメリカがこれまでやってきた強化サーベイランスを今後も  
続けるのかどうかということを質問していたんです。

吉川座長 どうぞ。

梅田課長補佐 前にその質問があったときに、釘田課長からは、当初、拡大サーベイ  
ランスを導入するに当たって、アメリカの計画としては1年から1年半の期間、拡大サー  
ベイランスをやって、その結果については評価をした上で継続等についても検討するとい  
うことで、今後どうなるかについてはまだ情報は伝わってきていないという情報をいただ  
いたかと思うんですけれども、その上での確認だと思いますが、それをどう書くか書か  
ないかということだと思えます。

吉川座長 どうぞ。

横山専門委員 私、このサンプリングのところを土台として考えたのは、今、小野寺先  
生がおっしゃったようなOIEのサーベイランスだけでは、要はBSEの摘発または全体  
把握は非常に難しいことであるというのが日本の検査によってわかってきた。それをア  
メリカだけではなくて、諸外国に対してどういうふうに伝えていったらいいだろうかとい  
うことを考えなければといえますか、伝えたいというのが根底にあります。

だから、OIEのサーベイランスをそこへ基準として持ってくるのではなくて、やはり  
日本のデータの中でどういうことがわかりました、または日本の検査の中で、この部分  
がわからなかったということを確認にする必要があるのではないかと思います。

吉川座長 議論としては、アメリカのサーベイランス自身が規模を含めて、システムも  
含めて十分だったかどうかという問題と、それを継続していく気があるのかないのかとい  
う、その2つの問題をこの中でどういうふうを書くか。

あるいは別途に追記みたいな格好で、幾つか審議してきた中でのこちらの心配あるいは  
問題点というような格好でまとめて、各項目についての、今のは多分アメリカに限らない  
と思うんです。

一時、ヨーロッパの低汚染国の頻度表を参考資料で配られたというふうに記憶をしてい

るけれども、確かに新しいOIEのコードの重みづけでさえかなりずれてくる危険性があるということは、たとえてみても、日本のデータだけではない部分があるので、そういうものをどういうふうに書き込んでいくかということですが、書きましょう。どこに入れるかは、もう少し流れを考えた上で、大分時間を取ってしまったんですが、また全部で返ってくる場所もあると思いますから、もし深刻な問題がなければ、食肉の方がかなりまだたたき台と言って1回も議論していないので、できればそちらの方に議論を移したいと思うんですが、いいですか。

(「はい」と声あり)

吉川座長 それでは、急がせて済みません。後半部の13ページから「3 リスク評価 - 食肉・内臓(汚染率・汚染量)」。ここを山本専門委員と甲斐(諭)専門委員に御足労願って書いていただいたので、山本専門委員から説明をしていただけますか。

山本専門委員 それでは、前回の議論ではリスク評価の食肉・内臓部分が全く文章として出ておりませんでしたので、私が下書きを書きまして、甲斐先生に見ていただいて、少し補足をお願いしてあります。

まず、リスク評価に当たって食肉・内臓は何を評価するのかをもう一度確認するという意味で、20か月齢以下の牛のリスクを評価するというためのものであると。それから、日本では、全頭といたしますか、全年齢のものを食肉・内臓としてある。その対象を比較しているんですということを忘れないようにしたいと思います。

次に、実際には「と畜検査」から順番に始まるわけですが、ここは事実を順番に書いてありまして「と畜前検査」。これは大きなと畜場での検査頭数と、そういうものを検査しているんだという獣医師と検査官の、先ほど資料として追加されましたけれども、大ざっぱなところだけが書き加えてあります。ですから、もう一度数をちゃんと正確に書き入れるのであれば、ここに何人の検査官が入っているということと、何頭当たり何人というようなことも書き入れてもいいかと思われまます。

その次に「対象月齢」ですが、これがプリオンの蓄積度(感染率と蓄積量)に関連してくるわけです。そういったものが、一部は出生証明書、もう一つはA40という枝肉の規格で判定されているということです。出生証明書では、約10%程度が判明する。それから、A40でもと畜頭数の10%程度で判明される。報告書によりますと、21か月齢以上の牛の枝肉がA40以下というような評価は、99%の信頼度で1.92%以下であるということが言われております。

それから、実際に日本ではトレーサビリティのシステムが完備されましたので、出生

年月日は管理されるわけですが、米国では健康と畜牛の約九十%が2,510万頭という頭数になりますけれども、それが20か月齢以下であるという大手パッカーからの報告に基づいたデータがあります。

この中の内訳が少し数字で書いてありまして、一部訂正していただきたいのは「約90%（約2,510万頭）{肉用牛の年間と畜頭数約2,700万頭（去勢牛；約1,650万頭＋未経産牛；約1,050万頭）のうち約2,430万頭＋子牛80万頭}」、800万頭の「0」を1つ消してください。この2,430万頭と子牛80万頭となっていますけれども、80万頭を足したものが2,510万頭ということになります。

一応、2005年現在では、出生証明書によって10%とか25%という見方があるようです。これはちょっとぶれがあります。

この中の乳用種について、どういう割合で入ってくるかということについてはわかりません。この辺は調べて、今後書き加えるべきかもしれません。

「と畜場でのBSE検査」ということで、これは勿論、日本はBSE検査を行っているわけですが、米国では月齢によって検査するものと検査しないものがあるって、その月齢も30か月齢以上の一部を検査しているということです。ただ、これが上乗せ検査というものを今後は考えておかなければいけないということです。

「高リスク牛の排除」で、これは最初の「と畜前検査」と絡んでくるわけですが、その歩行状況によるラインからの排除を行っている。

次に「スタンニング」について、日本も米国も行っているわけですので、リスクとしてはその部分については同等なんですけど、そのやり方を少し細かく書いておかないと、その部分で同等かどうかということが言えるかどうか、その辺がありますので、この下にスタンガンでのやり方とか、と畜ハンマーを使用しているものとか、圧縮した空気またはガスを使用しているもの、日本ではそういうことがありますけど、米国では空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンは禁止されているという部分があります。

「ピッシング」につきましては、日本では2004年12月現在で、と畜される牛の約八十%がピッシングを受けているという調査結果があります。これは今後、ピッシングを中止する方向に向けて移行していくように指導がされているということですが、米国では行われておりません。ですから、米国ではピッシングによるリスクは無視されるということになります。

次に「SRMの除去」です。日本では、と畜牛の全頭でSRMの除去を行っております。米国にはSRM除去の、ここに書いてあります上乗せ体制と申しますが、それも含めて全



部やっていたくということになります。小腸の部分については今までは全部廃棄していたものを、2005年10月からは回腸遠位部のみという形になる予定である。これは日本に合わせている形で改定されるということになっております。しかしながら、日本向けの輸出牛についてはすべての牛からSRMの除去を行うということで、上乘せ処置を行うことになっております。

あとは、と畜年齢がどのくらい大手パッカーで入ってくるのかということを書くことによって、SRMの除去の確認体制等がどうなっているのか、その辺をもう少し書き込む必要があるかとも考えますが、いずれにせよ、この部分が事実確認をしなければいけない重要な部分であると思われま。

それから、違反のことについて報告があったわけですが、違反の内訳につきまして、ここにかなり詳しく書き込むことにいたしました。

SRMの取扱いに関する事例で、467件という違反があるということで、この内訳はナイフとか背割りのこぎりの洗浄、脊髄の除去が不十分とかそういったものでありまして、これが起こると食肉の汚染が懸念される事項であります。ただし、これは確認によって、違反が起こった時点ですぐに改善されているということを報告されております。

それから、SRMの部分の枝肉が付着する問題と、内臓そのものがSRMとして存在している部分があるわけです。小腸は、特に回腸遠位部の除去がどのくらい適切にやられているかということが今後の汚染状況といえますが、そこが重要になるだろうということで、事実関係を少し書き込みました。

これもそうなんですけれども、SRMについては今後、管理をやっていくということで、今やっていることを見ているわけではありませんので、100%やっていただけのものとしての評価をしていくということになると思われま。

ということは、管理機関によるそういった措置の検証作業がどこかで必要になってくるということ、この時点で書くかどうか、後ろの方に結論の補足で書くか、その辺は重要かと思われま。ですから、ここではそういう措置が十分に、日本と同等に行われていればリスクがそんなに変わらないだろうということを書き込んでおります。

「先進的機械回収肉（AMR）について」、「肉」を付けた方がいいかと思われまけれども、AMR肉です。この肉は利用可能なんですけれども、日本向けには輸出されないという事実を書きました。

あとは、脊髄の除去。このSRMのことに関しては、特に脊髄の部分が問題かと思われま。これはどういうふうな確認をしているかということで、事実を甲斐先生の方が

らもいただきまして、米国におけるやり方が日本と同等の方法で確認ができるということから、同じようにSRMの枝肉への汚染は除去されているんだらうということに記載いたしました。

次に、それらがすべて確認されるかどうかということが記録として残るかどうかです。

まずは、SSOPとして手順が文書化されているかどうかを日本としては一応、現時点といたしますが、2005年3月の時点で調査したすべてのと畜場では手順を文書化している、実施記録が残るようになったということがわかっておりますが、米国ではSSOPによってそれが文書化されておまして、手順が決まっております。また、SRMの除去については、このHACCPによる手順は文書化しているということになります。ですから、確認はやったことの記録により確認ができるということになるかと思えます。ここは事実の記載ということでありませう。

最後に「トレーサビリティ」ということで、日本では2003年12月以降にトレーサビリティを確保するために、すべてのと畜牛とその食肉において行っているわけですが、米国では個体識別がフィードロットまで可能な耳標が付いているわけですがけれども、育成段階とか、繁殖経営といたしますが、その辺りの農場での管理についてはなかなか記録が難しいという部分があります。

ただし、現在、日本向けに輸出を考えているところでは出生証明書を発行するような方向で動きが出ているということが報告されておりましたので、その部分を書き込みました。

以上、米国と日本という形で比較しておりますけれども、カナダと日本についても同様の書きぶりで記載していくかどうかについては、また後ほど検討していただければと思えます。

食肉と内臓につきましては、以上のことで報告させていただきます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

甲斐専門委員から、補足がありましたら先に伺ってから。

甲斐（諭）専門委員 山本専門委員にやってもらったんですけども、私、最終局面で昨日まで海外に行っていましたので、打ち合わせることができなかつたんですけど、6点ほど。

第1点は、13ページの「と畜前検査」ですが「大規模と畜場では1人で5,000頭/日」ということなんですけれども、恐らく四六時中見ているといたしますか、何時間おきに交代しているでしょうから、これは1人で5,000頭を全部ずっと見続けたというのか、その辺が何で書くのかというのが問題だなと思いました。

第2点目は、14ページの「スタンニング」なんですけれども「日本と米国のスタンニングの方法」と書いた方がいいような気がしたんです。スタンニングはどこでもやるわけで、日本と米国はスタンニングを行っていると言うと、ほかの国はやっていないのかというふうに聞こえるので、むしろ私は、スタンニングの方法として日本と米国ではスタンニングの方法が若干異なっている、そして云々と書いた方がいいと思います。

そのところでは、弾が飛び出すというのではなくて、埋め込んでいるのは、弾をただ入れているけれども、あれは爆薬で出ているのであって、飛び出しているのはやはり、ここに書いているアメリカのようにボルトが飛び出しているんです。ですから、弾が飛び出しているというふうに書いている。ですから、ボルトがというふうに書き直した方がいいかなという気がしたんです。

それから、15ページの後半の方ですけれども、下から6行目辺りの「(1) HACCPプランに関する事例」のところなんですけれども、これがよくわからないのは「出荷者からの30ヶ月齢以下を証明する文書が保存されていないもの」。これはアメリカの話なんですけれども、この場合の出荷者と、次の「出荷者からのSRM除去を証明する文書が保存されていないもの」と言ったときの「出荷者」が、下の方は多分パッカーなのか、上の方が農家なのかとか、この辺りが区別がつきにくいと思いました。

第4点目なんですけど、16ページの一番下ですが「米国において、20ヶ月齢以下の牛に由来するAMRは食用として利用可能であるが」と来て「なお、米国において、2004年1月、30ヶ月齢以上の牛のせき柱をAMRに使用することを禁止する」というふうに、これは前の方の20か月が正しいのかどうか。それでは、20か月から30か月の間はどのようにするのかという問題が起こってくるんです。

ですから、この16ページの「20ヶ月齢」が正しいのかなという気がするんです。30か月以上がSRMなので、SRMはだめだと言ったら、17ページの上の方はよく理解できるんですけれども、16ページの方は「20ヶ月齢」というのがどこから出てきたのかというような気がするんです。また、20か月から30か月の間の牛はどのようにするのかということもありますので、これは16ページの「20ヶ月齢」を確認していただきたいと思いました。

最後の2つがあるんですけど、5点目は、牛については20か月というのはかなり判別しやすいと思うんですけども、それが枝肉になり、部分肉になったとき、そして日本に輸出されてくると思うんですけども、あの流れ作業の中で20か月以下をどうやって区別するのかというのがあのような気がするんです。牛そのものはわかっているんですけども、それをと畜して、流れ作業になってきて、部分肉になって、これは20か月以下です、これ

は 21 か月以上ですというのを、どうやってあの流れ作業の中で区別していくのか。

例えば、イタリアみたいにやっているように、時間帯で、この時間帯には 20 か月以上、この時間帯は 21 か月以上というふうにするのかどうかです。それが明確でないので、21 か月以上と 20 か月以上のコンタミを、どうやってそういうことが起こらないという保証をどうやってやるのかというのがわかりません。ここでこれを議論するべきなのかどうかがよくわかりませんが、それが保証されないと 20 か月以下ということが有効でないような気がするんです。

次は 6 点目ですけれども、内臓に関する部分ですが、日本でもそうだと思うんですけれども、例えば回腸遠位部がきれいに取れているかとか、扁桃がきれいに取れているかというのをどういうふうに証明していくのか。

今までの議論では、脊髄の話に集中していましたが、私の見る限り、脊髄は 3 人ぐらいでやっているんですけれども、今までは小腸全体をどっと捨てていたのでしょうけれども、これから回腸遠位部だけ除くといったときに、その回腸遠位部をきれいに取ったということはどうやって証明するのか。日本でも、私も最近数か所、と畜場に入ってみたんですけれども、それが何メーターの形で、それは規則はあると思うんですけれども、そこをきっちりやっているのかどうか。扁桃をどのくらいまでえぐるのかとか、そういうのをだれがきっちりとやっていくのかということについては少し問題が残っていくような気がします。

以上、6 点です。

吉川座長 どうもありがとうございました。

大きく 6 点のうち、最後の 2 つはかなり、これまで少しは議論してきた気がするんですけれども、具体的にどういうふうに輸出プログラムの中の S O P に書き込まれているか、あるいは本当にシステムを変えたとき、どういう格好で、でも何か写真入りで見たような気もしたんですけれども、違いましたか。今まで小腸全体だったのをここまでにするというのと、舌で舌扁桃をここまでという写真入のデータを。

小野寺専門委員 腸はなかったような気がします。

吉川座長 腸はありませんでしたか。

道野輸入食品安全対策室長 腸はまだ始まっていませんから、10 月 3 日からです。タンについては出させていただいています。

ただ、それは写真なので、現場で実際に行われるかと言われると、それはそのとおり、日本国内も同じですけれども、遵守させるという問題なので、管理側の問題と言えばそれ

までなんです。

山本専門委員　ですから、これは現在やられていないことをここに書くかどうかという問題があって、それがやられるとしたらこうだという最後の評価になるわけですが、そうすると評価をする上では 100 % やられている人がこうというような評価であって、やられなかったとしたら問題があるということについては、やはり結論の後か、まとめの段階か、提言か何かわかりませんが、その辺で管理措置に対してちゃんとした監視をしてほしいというようなことを書くしかないと思います。

甲斐（諭）専門委員　最後の 5 点、6 点は、最後の方でそういうことをちゃんとやってくださいというふうにしかならないと思います。特に、6 点目については日本も同じかもしれません。

吉川座長　枝肉から後の部分肉になるときの処理について、もし、いや実はこういうふうにするつもりだというようなものがあるなら、わかったら知らせてくれるとありがたいです。

具体的にもしあるとして考えたときに、20 か月、A 40 と、出生証明で、ラインのところははっきりしてくると思うんですけども、その後、枝肉からそういう部分肉になっていくときに、そのトレースといいますか、システム上もラインが分かれていて、それはもはや二度と 20 か月以上とはまざらないように全部なっていたような気がするんです。輸出規制のところ、枝肉から後の加工については、ボックスごとか何か全部トレースできるようなタグが何かを付けていくというような記載があったような記憶がどこかに残っているんです。

道野輸入食品安全対策室長　私どもが見てきた大手のと畜場とかそういったところを想定しているのであれば、現在も 30 か月齢未満と以上というのは分けなければならない。それで、一応、枝肉の状態ですら冷蔵庫で分けられているという事実もありますし、脊柱は SRM になってしまいますので、そこについては着色をしている。それから後、それが今度は翌日といいますか、カットラインに行くわけです。

カットラインにおいても、それらは識別されていまして、ボックスも 30 か月齢以上のものが入っていると、それから未満のものというのは外観でマークが付いていて識別できるようになっていました。それは、特にカナダ、メキシコとの例の輸出の問題もあって、個別のバイヤーの問題もあるのかもしれませんが、そういったことをやっているというふうに聞いていますので、例えばシフトとか時間帯によって区別するとかそういうことも可能ではないかという話はアメリカ側から聞いています。

吉川座長 わかりました。ほかにありますか。

山本専門委員 ですから、今、甲斐先生が6点御指摘になった最初の4点については、もう一度確認して書き直すということにしたいと思いますが、1点目の人数の割合についてはもう少し、甲斐先生の方からも文書をいただきながら整理したいと思いますし、今日の議論で、恐らく1人で全部見ているということではないとは思いますが、書き直しておいた方がいいと思います。

吉川座長 やりましょうか。シナリオだと、ここら辺で5分ぐらい休めと書いてあって、ちょっと頭をリフレッシュした方がいいかなという気もするので、押せ押せですけれども、報告を受けたところで5分ぐらい休憩して、5時10分くらいまで休んでやりたいと思いますけれども、いいですか。

梅田課長補佐 わかりました。あの時計で15分から再開ということにしたいと思います。

吉川座長 わかりました。

( 休 憩 )

吉川座長 それでは、時間になりましたので、少しリフレッシュして、中途半端になってしまうかもしれませんが、帰られる先生方もいるので、勝手ですけれども、できれば時間厳守で6時までの議論にしたいと思いますので、協力のほどお願いします。

それでは、戻りまして、今の山本専門委員、甲斐論専門委員の説明追加をされたわけですけれども、それを含めてたたき台案の13ページから後の部分に関して議論を進めたいと思います。

甲斐先生、先ほど途中で済みませんでした。どうぞ。

甲斐(知)専門委員 何点かあるんですが、まず14ページの一番上の「と畜場でのBSE検査」の項目ですけれども、この項目はたんととどういうふうにBSEの検査をやるかということを書いているんだと思いますが、2番目のパラグラフ「米国では事実上、健康と畜牛についてBSEスクリーニング検査が行われていないため、検査によるリスク回避は不可能である」と、私はここまででいいんじゃないかと思います。

その後の「しかし、20ヶ月齢以下でと畜される群では、BSE検査により発見される可能性は非常に低いと考えられる」は検出感度とか、どういう牛をテストするとか、いろいろなことがあると思うんですけれども、何かほかの要素がいっぱい入ってきてしまうので、この項目ではBSE検査をどういうふうにやっているというのを言っているの、ちょっ

と違うかなという気がします。だから、最後の「しかし」以下は、ここに入れなくてもいいんじゃないかと思いました。

次の項目の「高リスク牛の排除」の最後の括弧の中ですけれども、これは要らないんじゃないかと思います。「(米国と日本は高リスク牛を同等に食用から排除している。)」と、これもいろいろな要素が入りますし、あえてここに同等にということ結論づけて言えないんじゃないかと思うので、その前までのレンダリングに回される、ここまでは事実ですので、この報告でいいんじゃないかと思います。

それから、16 ページの内臓なんですけれども、内臓の最後にも、やはり一番最後の2行に「SRMの除去が適切に行われていれば、米国と日本の全月齢の牛の内臓と比較した場合のリスクは同等であると考え」。何とかがちゃんと行われればという仮定を文章というのは、ここに要らないんじゃないかと思います。

というのは、ほかのことでみんなそうですけれども、サーベイランスが行われていれば、何とかであろうとか、こういうのが適切に廃止されればとか、そういうことを言ったらすべてそうなので、この2行は要らないと思います。

それと同じことが途中の上の段の真ん中ぐらいにもあるんですけれども「米国においても、回腸遠位部を適切に除去すれば、日本と同等にリスク回避は可能と考えられる」。これも要らないんじゃないかと思います。

気づいたところはそれぐらいです。

吉川座長 山本専門委員、どうぞ。

山本専門委員 そうしますと、それぞれの項目について、事実はたんと書いていくということにしたいということなんでしょうか。

それで、それらの同等性については、後の部分で結論の総括という部分にまとめて、こういう部分については同等でないというような何らかの形で。

甲斐(知)専門委員 それは、これからの議論だと思うんですけれども、私は一項目、一項目が日本と同等かどうかをやっていくというのが一つのやり方であると思いますけれども、もう一つのやり方としては、前に日本の一つひとつリスク評価をしたときに、この危険性は極めて少ないとか、そういうようなことをやっていって、最後に同等かどうかと考えるやり方もあると思うです。

一個一個同等かどうかを言うのであれば、一つひとつについて同等かと、この項目一つで言えるほどのデータがあるかどうかというのを一つひとつ精査しなければいけないと思うんです。そうすると、同等評価をする中に、もしこういうことをすれば、ああいうこと

をすれば、この項目は同等だと、そういうものすべて同等だ、同等だを積み重ねていって、以上のように、それぞれに仮定が入った上で、それぞれ同等であるから最後も同等だというのは、全体に少しバイアスをかけていってしまうと思うんです。

だから、それぞれの項目においては事実を言って、書くのであれば、前の方に大分ありました。今の状態ではアメリカが日本の一コンマ何倍ぐらいのリスクがあるとか、そういう書き方はいいと思うんですけれども、これで何とかをしてしまえば、この項目については同等だというのは、一つひとつに言うには、私は言い過ぎではないかと思います。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 恐らく、甲斐先生も私と同じような意見だと思うんだけれども、米国とリスクはほぼ同等と考えられるで結んだら、何となく結論ありきのように見えてしまうんです。

だから、我々の書きぶりとしては、日本は現状こうだと、アメリカは現状こうだと、改善点が要ると、要改善してもらわないと同等にはならないという書きぶりかなという気がするんです。

この点、改善点を加えるとよくなる、ほぼ同等になると考えていくと、割とスムーズに皆さんが入ってくるのかなと。

山本専門委員 しかし、それが結局上乗せ措置として。

北本専門委員 つまり、要改善点でそれが上乗せ措置として担保されることで十分かどうかというのもディスカッションになるわけでしょう。

例えば、上乗せ措置にはサーベイランスというのがないわけですね。今後のサーベイランスの保証というの。だけど、皆さんの中にはサーベイランスは大事だと。これで認められて、サーベイランスがどんどん縮小されていくというのでは困りますと思われるわけですから、私はここで言えることというのは、これは皆さんの御意見を聞きたいんですけども、現状を2つ並べると。そして並べた時点で、同等であると総合的に判断するのではなくて、要改善点というのが要るんだと思います。その要改善点が上乗せ措置に合致すればいい。だけど合致しないかもしれない。そういうふうにすると、割とわかりやすいのかなと思います。いかがですかね。

吉川座長 わかりやすいと思うんですけども、多分山本専門委員の1つの悩みは、先ほど言われたように、上乗せのプログラムがあって、それが守られるか、守られないかという確率をここで議論することは非常に難しい。

したがって、それについては、もし守られるならこの程度のリスクで済むという書き方



しかできないのではないかという部分が出てくるということです。

山本専門委員 今、北本先生が言われたことはよくわかるんです。ただ、どの程度まで絶対的な評価といいますか、今の現状を比べられるのかというのが1つあって、相対的にこういう措置が行われている場合のものを見ていくという場合にはできるかもしれないですね。

ですから、プリオンの絶対量としてこれぐらいあって、これぐらいのものが残ってというような比べ方というのは、今までできていないものですから、それで全体を今まで生体牛の輸入、それから輸入肉骨粉とか、あとはその中での循環の度合いというのを見ながら、それを相対的に比べてきたわけです。何頭入ったに対して何頭入ったとか、そういう比べ方で日本のリスクが、現在、この間評価した段階で、この程度のものに対しては、アメリカとかカナダが、これぐらいのものであろうと、絶対的ではないんですね。相対的に比較したと。

それを向けて、今度は措置をしたときに、それがどれぐらい減るかということを考えなければいけないと。

現在行われている措置では、当然アメリカの場合は不十分であろうということを考えた上で、日本輸出向けのプログラムというのが載せられたわけです。

その段階で足りないということを議論するのはありだと思うんですけども、ない場合に比較して、それにプラスこれだけのものが今から必要だということを議論するというのは、すごく大変だと思うんですけども、今、プログラムとしてあれば。

吉川座長 ちょっと問題を整理したいと思うんですけども、1つは、最初の諮問にあったように、アメリカ全体のシステムと、今の日本のというのでは不十分だから、上乘せ規制をしようという局長会議を基に条件が来て、そういう条件で入ってくるものと、日本全体で流通しているものとの同等性をリスク評価してくれという格好で来ている。

1つは、それぞれの項目をどういうふうに表示していくかということで、確かに項目ごとの結論を出すという方法と、比較とリスクで止めておいて、それをもう一回同等かどうかという格好でまとめ直すという方法はあると思うんですけども、もう一つの問題として、今の上乗せをしてこようというものの遵守度というか、もし遵守されるなら上乘せの効果は出るわけですから、これだけのリスクになるだろうと。

しかし、遵守されないなら、その上乘せの意味がなくなって、もとのアメリカのリスクに戻ってしまうだろうという議論をしていくと、それは一番最初の入り口のときで、多分こういう事態を迎えるだろうというところもあって、上乘せ規制についてどういうふう

考えて評価していくのかという議論を最初的时候にやったことがあって、今、そこにちょうど戻ってきたんだろうと思うんです。

例えば、輸入の上限というのは、逆に言えば、そういう上乘せで来るなら充足率 100 %に行かないものも出てきますねというのはわかるわけです。物理的に考えて無理だろうということなんですけれども、運営上されることについて、仮定分を導入して評価をするしかないという部分が山本専門委員の悩みだと私も思うんですけれども。

北本専門委員 ちょっと先走ったのかもしれないんだけど、私は同等性の評価というときに、日本、アメリカ、カナダの各項目があるわけですね。その同等性のときに、同等性ではなかったときに、こういうことをすれば同等に近いですねと。それが上乘せ条件であればベストフィットなわけです。

だけど、そういう書きぶりをしておくと、そこが破綻したときに同等性の安全性というのは破綻するんですよということまでわかるわけです。

つまり、今、我々は諮問を受けて、例えば 10 月から向こうがその体制になれば、マネージメント側としては、今、いいですよということになるのかもしれない。だけど、それをずっと保証できるのかといたら保証できないですね。今の時点だけですね。しかも 100 %の遵守度ですね。

ですから、ありとあらゆることには対応しなくてもいいと思うんですけれども、ある程度見越して、同等性が担保できないような事態というのはどういうものなのかというのが、各項目でわかりやすいような気がするんです。だから日本で同等性なんだというのがあると、どういう理由で同等性を担保できたのかというのがクリアーじゃないような気がするんです。

だから、要改善点というのを明記して、これは改善されると同等性になりますねという方が、わかりやすいのかなと。済みません。

吉川座長 多分輸出プログラムは、現に実行されていれば、ここはだめだね、プログラムでやっているここが現実的にやられていないねと、したがってここは改善すればこれだけのリスクが下がるというのは、言いやすいんですけれども、これから行われようとしているシステムについて、これは改善、それでも改善余地があるところはあるかもしれないんですけれども。

どうぞ。

山内専門委員 改善という形で行けば、よりいいんでしょうが、それは現実には非常に難しいかなという気はするんですが、まず、さっき甲斐専門委員が示したように、個々の

項目について、アメリカはどうだ、日本はどうだということをもっと詳しく書いていって、そしてその違いというか、そういった違いが仮にあった場合にどういう意味があるのか、結局、その両方を比較することによって、両者によってもたらされるリスクの違いというものがある程度何らかの形で評価していくということが必要なんだろうと思うんです。

ここの比較の各項目に関して、例えばと畜前検査というのがあるわけですが、と畜前検査というと、次のページにある「高リスク牛の排除」というのは、実は同じような内容になってくると。こういったことで、高リスク牛を排除することがどれだけ重要であるかという点に関して評価をしていった方がいいと思います。

私は、例えばと畜前検査のことは、今日の厚労省の説明を聞いていても、やはり日本と同等ではないと思うんです。でも、同等ではないと考えたときに、それがどれぐらいのリスクにつながるかということは考えるべきだろうと。

それから、SRM除去のところ、これはやはり大きな問題になってくると思うんですが、SRM除去というところで、内臓等についてといったのもありますが、後でまた別の項目で脊髄除去とか、枝肉洗浄法の確認、これも結局はSRM除去の項目に入ってくると思うので、そういった点も整理して、この点も本当に日本の場合とアメリカの場合とどう違うのかと。それはリスクにどうつながっていくのかということ、やはり評価すべきであると。

ただ、評価をするときに、どれだけ向こうの言っていることが保証されるのか、そこがちょっとわからないんです。それは我々がここで評価できるというよりは、むしろリスク管理側がそこに関しては責任を持ってやってもらうという前提が入らないと、評価にならなくなってしまうんじゃないかと思います。

ですから、言ってみれば、問題点をもっとちゃんと整理した上で、そして両国間の対策の違いというものの、そしてそれがもたらすリスクを評価して行って、最終的に総合的に同等と見るか、いや、やはりこれぐらい違うんだとするのか、そういったプロセスでやるのが1つの方法ではないかと思います。

吉川座長 どうぞ。

堀内専門委員 どこまでをリスク評価側で管理するか、あとリスク管理側が実効性を管理するかというのは、ある程度しっかり分けて考えなければ、確かに仮定が付きまとうと思うんです。

例えば、SRMの除去にしても、除去されていれば同等と考えられる。では、日本でその検証がされているかということ、日本で検証されていないと書いてあるわけです。ですか

ら、リスク管理側にその実効性を評価してもらうということです。

例えば、それ以外に先ほど問題になっていたサーベイランスの継続というところは、やはり別個で「5 おわりに」という辺りでしっかりとこちら側からそれをやってほしいということを述べるといことで、そこまでを含めて評価のところには全部入れてしまうと、本当に堂々巡りになってしまうような気がするんです。

吉川座長 そうですね。

どうぞ。

山本専門委員 そこが一番悩みのところでして、山内先生が御指摘のSRMの除去が全部後の項目にかかっていますねという御指摘なんです、それは私もそういうことで、SRMの除去という大きな枠の中に、こういった脊髄の話、内臓の話、それから手順記録というものが入っていると考えると、小項目として書いたつもりだったんですが、ちょっと文章的には並列になっていますので、ここのはもう少しわかりやすいように項目立てをちゃんとしたいと思います。

山内専門委員 と畜前検査と高リスク牛の排除、これは両方つながったものであろうと。

そして、これは厚労省に確認したんですけれども、日本で病畜としてと畜場で処理された牛、これは6頭で健康牛でBSEが9頭でしたか、要するにと畜前検査というのは、それなりの高リスク牛の排除に役立ったという実績もあったと思うんです。もしも私の記憶が間違っていなければ、15頭中6頭の40%という結果になっているんです。それはそれなりの意味があるんだろうと。そういったことも具体的な事実として述べていった方がいいんじゃないかと。数が間違っていれば、また別ですけれども。

吉川座長 いや、たしかそうだったと思います。9と11に分かれて、11が5と6に分かれたと私も記憶していますから、多分その数で合っているんだろうと思います。

道野輸入食品安全対策室長 その考え方として、例えばそれで起立不能ということで、臨床症状だけで、要するにBSEサスペクトとなったわけではないので、結局はスクリーニング検査によってスクリーニングをして、結果的にBSEと診断されたということはあるので、なかなかそこをどうアメリカと比較するかというのは難しいところがあると思います。

山内専門委員 確かにBSEの場合、非常に難しい問題ではあるんですが、経験的事実としてこういったことがあったということは述べた方がいいんじゃないかと。それをどう考えるかはともかくとして、我々としては、それも意味があるだろうと、一応とらえているという立場を取るべきだと思うんです。

甲斐（知）専門委員　そこだけで言いますと、本当にと畜検査のところでは、5,000 頭を何人が交代でもいいですけども、大体 1 人で 5,000 頭を見るということを、この文章からは日本とは違うという雰囲気なわけです。

だけど、次のページに行くと、高リスク牛の排除は米国と日本は高リスク牛を同等に食用から排除しているというのは、これが最終結論のように最後の 1 行に表われるんです。

これは矛盾していると思うんです。だから、こんなところで 1 項目、1 項目で言える結論ではなくて、ほかのところからも関わってきているので、最後の 1 行というのが、やはり一番印象に残りますから、ここの段階で引くくめて我々は結論を出したかのように見えますから、私はやはり除くべきだと思います。

吉川座長　多分山本専門委員は、この間るときに各項目について定性的でいいから、その項目の結果はどうなったのかわかるように書いてくれという要望もあって、多分この 1 行ずつ太文字で入れてくれたんだと思うんですけども、確かに難しいけれども、両国の相同性と相違性というのを書いた上で、そこにリスクの差があるかないか、これも結構難しいと思うんです。

どうぞ。

小野寺専門委員　そこにリスクの差があるかないかの話は、何か各論をたくさんしゃべっているみたいなので、どっちみち総論的に結論の方に流れていくわけです。そこで総合的にどう判断するか、そこまではまだ文章に行っていないですけども、細かいところだと、これとこれは日本では明らかに違うと、これとこれは日本もアメリカも同じぐらいだと、そういうことは別に、何もこれは全体のことを言っているわけではないから、それはそれで別にいいのかなという気がするんですけども、確かに違うところが、ちょっと見ただけでも 6 つか 7 つぐらいありますけれども。

吉川座長　どうぞ。

山内専門委員　リスクにどうつながるかというのは、もう一方で生体牛の汚染というのを評価して、これをバックグラウンドデータとして考えているわけです。

ですから、それとつなげて評価はある程度できるんじゃないかと思います。そういうふうにやっていくべきだろうと思うんです。

細かい点で 2 つ指摘しておきたいんですが、14 ページのスタンニングのところ、上から 3 行目「貫通式キャプテンボルト」は、これは貫通式キャプティブボルトの間違いです。

それから、16 ページの「内臓等について」というところの 7 行目「日本において確認された B S E 陽性牛 3 例の各組織の感染性を検索した結果」ではなくて、これは異常プリオ

ンタンパク、同じく小腸でも、これは感染性ではない、ここだけ細かい点を指摘しておきたいと思います。

北本専門委員 「回腸遠位部以外の小腸では感染性」は感染性ではなくて、まず、どこで検出されたのかというのを書くべきだと思うんです。そして、それ以外では検出されなかったと、これは否定文で終わっているんですね。

吉川座長 わかりました。

北本専門委員 細かいところで幾つかいいですか。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 今、山内先生が指摘してくれたところ以外なんですけど、15ページのピッシングに関するところで、上から6行目、7行目ぐらいなんですけれども、ピッシングはBSEのスクリーニング検査を実施すればいいのかというのは、言い過ぎではないかと。

つまり、同じピッシングマシーンを使って、BSEに罹患した牛は廃棄されるけれども、同じものを使っているものは廃棄されていないわけです。私の言うことは間違っていますかね。

つまり、ピッシングの工程でコンタミネーションを起こすことを想定すると、その次の牛は。

甲斐(諭)専門委員 事実を言うと、ワイヤーがありまして、ワイヤーが100本ぐらい用意されているわけです。1頭ずつ使い分けてちゃんと処理するんです。また次の日に使うとか、同じ機械を使うわけではないんです。

北本専門委員 わかりました。そのディスインフェクションというのは完璧ですか。先生、それは逆に言うと、もっと怖い話になっていて。

吉川座長 どうぞ。

道野輸入食品安全対策室長 いろんなやり方があるんですけども、使い捨てのところもありますし、プラスチックとかに変更して、それから、今、甲斐先生がおっしゃったのは、ある機械メーカーから出ていまして、二基底の水酸化ナトリウムでしたか、あれに浸漬をするということで、割と人的な要素を取り除いた形の消毒装置が実際に販売されていまして、そういうものも現場で使っているところがあるということでもありますけれども、いずれにしてもピッシングに関しては、一旦使ったら消毒をしてから、もしくは新しいものを使うということで、現場では対応しています。

北本専門委員 それは、答えに一部はなっているんですけども、それですべての人は納得するんでしょうけれども、ではそれを採用していないところはどれぐらいのパーセン

ページがあるのかとか。

それで、甲斐先生の言ったディスインフェクションに対して、二基底のNaOHで対応していないところはどのくらいあるのかとか。

道野輸入食品安全対策室長 ないです。

北本専門委員 それは全部やっているよ。

道野輸入食品安全対策室長 はい。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 ピッシングのことが出たので、私もちょっと付け足したいんですが、まずアメリカの場合には、人道的と畜法によって禁止されているわけです。日本の場合は禁止していないし、実際にやられているということであって、ここでも同等ではないです。

むしろアメリカの方が、この面では進んでいるんです。BSE対策ではないけれども、結果的には日本より安全対策がこの面では進んでいるとみなすべきなんです。それがどのくらいのリスクにつながるかというのは、また議論ができるわけで、日本の場合には、今、これだけきれいになってきているとか、いろんな評価、前に月齢見直しのときにやったわけです。

そういったことでのピッシングのもたらすリスクというのはわかりませんが、少なくともアメリカと日本と、この面では違いますということまで書いていいんじゃないかと思えます。

吉川座長 書いてあります。ピッシング伴う中枢神経組織の汚染リスクは、日本の方が米国より高いと考えられると。では、どのくらいだといったら、でも片方で検査して排除するから差を取ればそんなに違わないのかもしれないという文章になっていると。

山内専門委員 それをもう少しわかりやすく書けばいいよ。

山本専門委員 よろしいでしょうか。食肉や内臓への汚染のリスクというのを考えるときには、措置の同等性を言っている話なので、お互いが基本的に100%行われることと、それから汚染の度合いとして、同じものを除去するのに、この措置が働いているわけですから、その具合がどの程度あったのかということでも考えていただかないと、ベーシックのラインをいろいろいじり始めますと、全く比較ができなくなってくるということになりますので、食肉と内臓に関しては、一応措置として行われていること、それがどの程度行われているのか、それで行われていなければという北本先生の御指摘は正しいと。

だから、この部分を上乘せするということで、アメリカの部分のリスクといいますが、それが減ってくるんだというのは言えると思うんですけれども、ベースラインが違って

る部分に対して、それをまた上乘せを考えて減らすということ、全くどうやって比較していいのかわからなくなってくるんですけれども。

吉川座長 難しいんだと思うんです。読んでみると、やはり基本的には日本と米国のそれぞれの項目に対する措置が、どういう対応になっているのかということがそれぞれ書かれていて、その措置を先ほど言われたように、遵守されているという前提で条件として考えたときに差があるのかなのか、同等なのかという文章構成にはなっていると、私は思うんです。

もう少し具体的な文を書き込んで両者の差があるなら、こういうところには差があるという上で、どちらも改善の余地があるなら、日本もここは改善しなければいけない。英国もここはより安全性のためには改善しなければいけないとした上で、措置のもたらすリスクに差があるのか、ないのかというのは、それだったら先ほど言われたように、最後にコラムでもつくって、日本でやったみたいに各項目について分析の方はたんと書いていて、最終的なところで両方のリスクから見て、無視できて、そんなに差がないとか、あるとか書いた方がわかりがいいですかね。

北本専門委員 特に思いますのは、何を根拠に無視できると考えたのかというところがクリアになると思うんです。

つまり、その根拠がばちっと合致していれば最高なわけです。その根拠が乱れるようだと困るわけです。

甲斐（諭）専門委員 たまたま「4 結論」と「5 おわりに」のところが空白になっているんですけれども、ここの結論のところ、先ほどおっしゃったような項目別の日米の表をつくって、それぞれにこういう条件があったら同等ということで、最後の結論部分にそれを使うとしたらどうでしょうか。

山本専門委員 一応、たたき台の後ろに2枚抜き出したものを付けてあるんですが、この中の項目というのをもう少し細かく入れるということで理解してよろしいですかね。

例えば、比較するべき項目というのが縦にずっと書いてありますね。

甲斐（諭）専門委員 十分あると思うんです。ですから、問題は遵守度といいますか、それはある意味では要望かもしれませんが、それも入れて、こういう条件で同等だと、同等でないかはよく知りませんが。

ある意味で、これは最後には座長判断ということですかね。

吉川座長 なるべくそれは避けたいと、過去のいきさつから、なるべく座長一任は避けたいと思っております。



ただ「5 おわりに」のところで、先ほど言われたように、ここでもしやるとすれば、リスク評価は、そういうことを前提に管理期間として十分相手方に、査察なり何なりを含めて遵守させるという条件で、そういう前提に立ってリスク評価したものであると。

したがって、そういうことはちゃんとやってもらわないと困るとか、あるいはその背景のものについても、限られたサーベイランスデータに基づいて、上流と下流からやったものであって、先ほど言われたように、最低限拡大サーベイランスを含めて、当分の間、継続して汚染状況を把握していく必要があるとか、そういうことは「4 結論」の後の「5 おわりに」で書いていきたいと思っているんですけども。

甲斐(論)専門委員 私が言った座長判断というのは、書きぶりについてのことですよ。

吉川座長 そうですね。そんなイメージで、もしあれなら、先ほど言われたような格好でもう少し項目を具体的に両国比較するような格好で書いて、その違いがあるなら、その違いはどう考えるかというところをそれぞれ書いておいた上で、食肉の全項目について差があるのか、同等なのかというところを付け加えて、食品の方の評価を得た上で、前半と後半を併せて結論という格好に持って行って、その上で「5 おわりに」のところで議論した中で、これとこれは譲れないというところを条件として書いていくと。そんなような格好でどうでしょうか。

山内専門委員 対象月齢のことですけれども、20か月齢以下ということが、まず前提になっているわけで、そしてここで20か月齢以下をAの40で評価するというのは、これは専門家が評価できると言っているわけですから、その点に関して、我々は特に意見はないんですが、もしも我々がやれるとしたらば、99%の信頼度で1.92%以下というものがもたらすリスクというのがどれぐらいかということならば、評価の可能性はあると思うんです。ですから、そういった点だけは、我々の仕事だろうと思うんです。

大事な点は、20か月齢以下であるということを前提で、食肉、それから内臓、すべてのリスク評価をやるということなんです。ですから、20か月齢以下であるということが保証されない、特に食肉はA40でできるけれども、腸の場合にA40ではできないと思うんですけども。

吉川座長 だから、この前、上限の充足率がわずか6%にしか行きませんよと。月齢でやるならばと畜場に来るものの10%しか対応できないから、そういう議論をこの前やりました。

北本専門委員 前回の議論で、実際に、例えば舌にしても内臓にしてもA40で判断する限りは、輸出できないものもほとんどですと。そういうのはあったんです。

山内専門委員 いや、そうじゃなくて、A40の判断というのは枝肉になったと。

北本専門委員 ですから、月齢がしっかり把握しているもののパーセンテージがあまりにも少ないから、内臓で輸出できるのはそれだけです。

山内専門委員 そうということですか、それに絞ってしまうという前提であればいいんです。

吉川座長 大分時間が押してきてしまったんですけども、それでは、今、言ったような格好でもう一回たたき台を前半議論できませんでしたので、前半も併せて議論したいと思います。

それから、各委員、今、言われた中で必要な事項をできるだけ事務局の方に、ここの分析はこうしたらどうだと、あるいはここはこういうふうにはリスク評価できるんじゃないかというのがあれば、なるべく速やかに事務局の方にメールでも結構ですから送っていただきたいと思います。

カナダの方も併せて議論しようという提案をしましたが、ちょっと時間的に遅くなってしまったので、次回、多分アメリカの方に関しては、ほとんど議論すべき点が決まってくると思いますので、時間的に余裕があれば、カナダの方についても米国と輸出量、輸入量かなり多いですから、カナダ自身のリスクが米国とそれほど変わらなければ、一緒に併せて報告書に書くか、あるいは別途に書くか、その辺も併せて少し審議したいと思います。

事務局の方から何かありますか。

梅田課長補佐 特にありませんが、今日の御議論については、まだこのたたき台の中で、今日報告を受けて、まだ追加すべき項目として詰めていない部分もございましたので、今日の議論を踏まえて、更に詰めたいと思います。

また、カナダについては、ここの冒頭にも書いていますように、米国の記述について記載するということがありますので、そこのところは今のお話にあったように、御意見をいただくということで、よろしいんでしょうか。それとも次回以降議論していただくのか。

吉川座長 どうでしょうか。カナダのデータも実は前からずっと米国と比較して輸入頭数から肉骨粉から同じようなカラムで全部のカラムが出てきていて、委員の方はみんな見られていると思うんですけども、一括でよければ、たたき台の中に入れていくか、あるいはもう一回議論した上で、どういう格好でカナダとアメリカを処理するかとするか。どうぞ。

甲斐（諭）専門委員 フィードロットもパッカーも非常に似ているんです。カナダの場

合は、大手はアメリカ資本なんです。それから、アメリカのやり方をカナダでやっている。場所はカナダだと見えるわけですが、ですからほぼ一括してやった方がいいんじゃないかと思います。

吉川座長 ほかに御意見はございますか。

山本専門委員 食肉、内臓の部分については、そういう書きぶりができると思うんです。

初めの部分について、少しデータの違う部分があるので、項目を起こすのか、それとも米国はこうだ、カナダはこうだというただの段落分けでいいのかということです。

食肉と内臓については、米国とカナダはという書き方が可能かと思いますが、ちょっとその辺、たたき台になるのかどうか。

小野寺専門委員 国境対策ですか、一応、アメリカとカナダでどれだけ牛とかが自由に動いているのかと。国境対策があまりないんだったら一緒にやってもいいんじゃないかと。

梅田課長補佐 済みません、冒頭、この議論を始める前に、カナダを先にするのか、アメリカを先にするのか、一体でやるのかといった議論があったかと思うんですけれども、そのときにやはり流通から考えますと、北米一体で考えなければいけない部分があるということもあったかと思しますので、そういう点においては、特に前半分については、アメリカの結論を出すにしても、カナダもある程度同時並行で評価しなければいけないと思しますので、そのことからすれば、カナダについてもできるだけ同じような形で整理の仕方を、これでいいということであれば、整理を進めていきたいと思っております。

吉川座長 では、とりあえずたたき台として、それぞれの意見を聞いて書き加えるのと同時に、カナダの分析結果についてもたたき台の中に次回加える格好で議論を進めましょうか。それでいいですか。

では、特に異論はないようなので、ちょっと大変かもしれないけれども。

梅田課長補佐 それは、また先生方に作文をいただけるということで、よろしく願いいたします。

吉川座長 もうひと努力よろしく申し上げます。また、ほかの先生方も忌憚のない意見を事務局の方に送っていただきたいと思っております。

梅田課長補佐 どうぞよろしく申し上げます。

吉川座長 ほかに連絡はいいですか。

梅田課長補佐 はい。

吉川座長 どうぞ。

寺田委員長 今更ですが、最初に言いましたように、遵守の問題は管理側の問題で、そ

こは堀内さんが言ったとおりなので、そのところは最後に書くだけでいいと思うんです。それをぐちゃぐちゃ言い出すと、何にも信用できなくなってしまうわけですから、ここの議論としてはそういうことで、あとは管理側にやっていただくということで、これだけはやらないと、わけがわからなくなってしまうんじゃないかと。

それだけ、ちょっと言わずもがなですが、もう一回言っておきます。

吉川座長 それでは、特にいいですか。次回については最終的に日程が決まり次第お知らせしますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。